

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7 月31日
【計算期間】	第 3 期（自 平成25年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月31日）
【ファンド名】	ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド (Nomura Emerging Bond Fund)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 増田 真一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小林 穰
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 川端 康弘
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 4751
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

注 1) ユーロおよび米ドルの円貨換算は、それぞれ平成26年 7 月 3 日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1 ユーロ = 139.09円 ）によります。以下、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

注 3) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年 2 月 1 日に始まり 1 月31日に終了する 1 年をいいます。ただし、第 1 期計算期間とは、平成23年 1 月31日（ファンドの運用開始日）から平成24年 1 月 31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、主にエマージング国債（以下に定義します。）および日本国債によって構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替ヘッジ取引（以下に定義します。）を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することです。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券（以下に定義します。）数は、限定されず、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」といいます。）の決定に従い、無額面です。

b. ファンドの性格

ファンドは、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）と管理会社との間で締結された2010年11月12日付信託証書（以下「信託証書」といいます。）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、設立されました。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）の第100条により禁じられています。

ファンドは、オープン・エンド型の単位型投資信託として設定されました。

1つまたは複数のクラス（以下それぞれ「クラス」といいます。）の受益証券が発行される場合があります。記名式無額面で、単位型である201101受益証券（以下「201101受益証券」といい、ファンドの受益証券を以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）は、受益証券のクラスの1つです。クラスによっては、日本円以外の通貨建てとなる場合があります。

管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権を有するものとします。また管理会社は、信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格の算定ならびにファンドからの分配（もしあれば）の支払のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理にも責任を有するものとします。

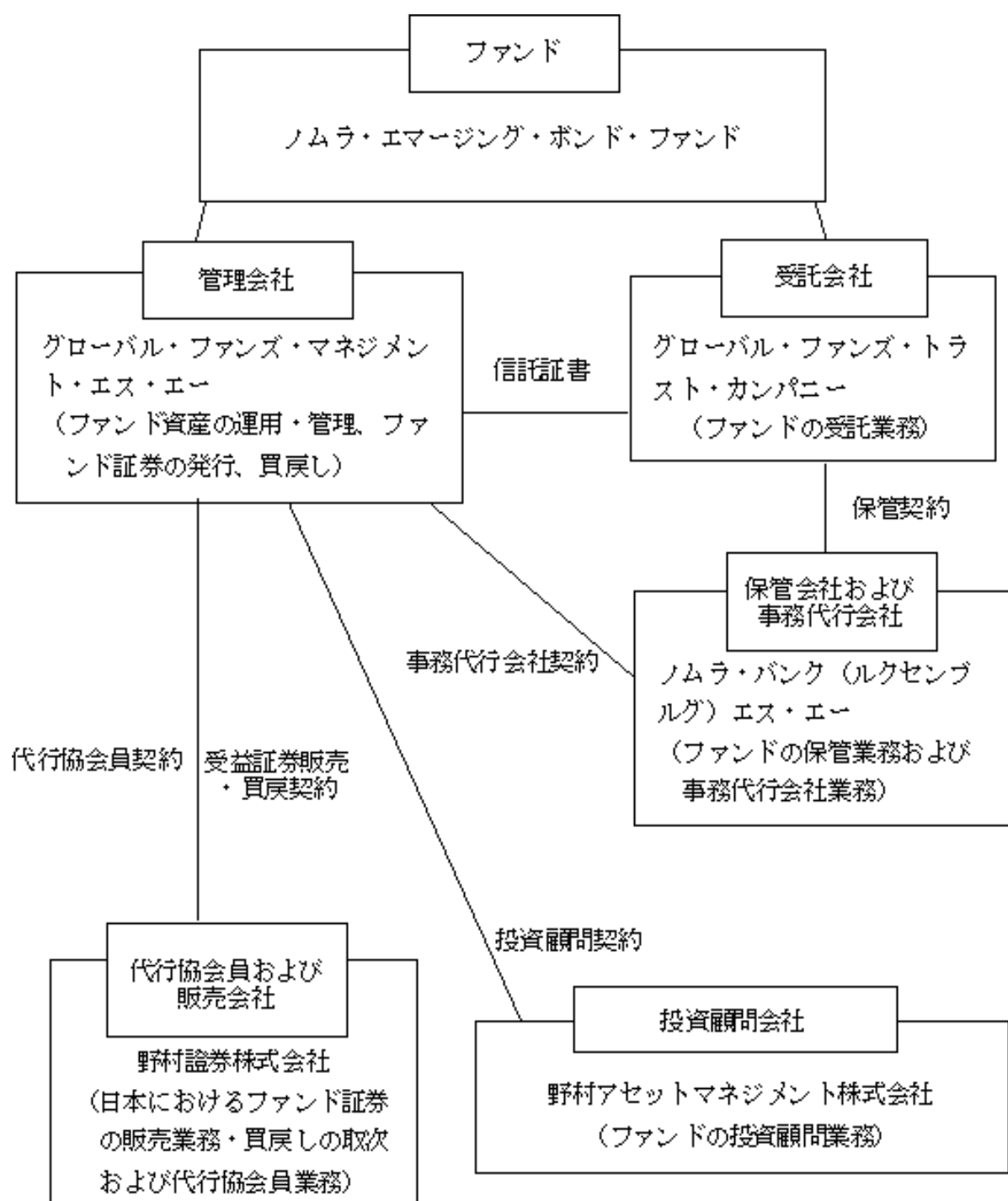
（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社設立
2010年11月12日	信託証書締結
2011年1月31日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	信託証書を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	受託会社	信託証書を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.) (以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。)	保管会社および事務代行会社	2010年11月12日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2010年11月12日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社 (以下「販売会社」または「代行協会会員」といいます。)	代行協会会員および日本における販売会社	2010年12月1日付で管理会社との間で代行協会会員契約（以下「代行協会会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会会員業務について規定しています。 2010年12月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社 (以下「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2010年11月12日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行することを約する契約です。

（注3）代行協会会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会会員が、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）の日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に対する提出および販売会社への送付、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注5）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、ファンドの投資対象の選定、購入、換金および運用等の投資顧問業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

2010年法の第16章のもと、管理会社として以下の2種類の免許を取得することができます。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）以外の投資ヴィークルの運用に責任を有するか、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）を任命した上で、AIFの管理会社として行為するかまたは許容条件の範囲で1つもしくは複数のAIFの運用に責任を有する管理会社
- (b) 外部のAIFMを任命せずにAIFMDに規定されるAIFの運用に責任を有する管理会社

() 事業の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- (a) オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法（以下「2013年法」といいます。）の第5条第2項および別表Iに基づき、AIFMDに規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと
- (b) ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関する2010年法第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2013年法第1条第46項で定義されるAIFMとして認可されています。

() 資本金の額（2014年5月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約5,216万円）で、2014年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約348万円）の記名式株式15株を発行済です。

() 会社の沿革

1991年7月8日設立。

() 大株主の状況

（2014年5月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2013年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき制定された本規則（以下に定義します。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の大部分およびこの分野に関する英国判例法の大部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じた権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（その後の改正を含みます。）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。以下合わせて「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の1つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産価格ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに事務代行会社を変更することはできません。

さらに事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにならなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）（以下「マネー・ロンダリング防止規制」といいます。）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務

諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

(5) 【開示制度の概要】

A . ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をするために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、ミューチュアル・ファンド(年次報告書)規則(2006年)(ミューチュアル・ファンド(年次報告書)(改正)規則(2012年)による改正を含みます。)に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延期することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しているもしくは事業を解散している、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法により事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法(2013年改正)、マネー・ロンダリング防止規制または免許の内容を遵守せずに事業を遂行している、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島(PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands))です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則(以下「ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則」といいます。)に基づいて行われます。

事務代行会社は、

- () ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従った投資がされていないこと
 - () 受託会社または管理会社が、その設立文書または目論見書の規定に従ったファンドの業務または投資活動を事実上、遂行していないこと
- を認識した場合、事務代行会社は、かかる情報を確認した後可及的速やかに、
- (a) 当該事項を受託会社に書面にて報告し、
 - (b) 当該報告書の写しおよび当該報告書に該当する状況をCIMAに提出しなければなりません。次期の中間または定期報告書が、次期の年次報告書以前に配付される場合、かかる報告書またはその適切な要約が、ファンドの次期の年次報告書および次期の中間または定期報告書に含まれていなければなりません。

事務代行会社は、以下について、可及的速やかにCIMAに書面にて通知しなければなりません。

- () ファンドの申込み、償還または買戻しの停止およびかかる停止理由
- () ファンドを清算する意向およびかかる清算理由

受託会社は、各会計年度末の6ヶ月後から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出するか、または提出させることが義務付けられており、当該報告書には、ファンドに関連して以下が記載されていなければなりません。

- () ファンドの名称およびすべての旧名称
- () 投資家が保有する各受益証券の純資産価格
- () 純資産価格および各受益証券の前報告期間比変動率

- () 純資産額
- () 関連する報告期間における新規申込みの受益証券口数および額
- () 関連する報告期間における償還または買戻しの受益証券口数および額
- () 報告期間末日における発行済受益証券の総数

受託会社は、毎年1回、以下を確認し、受託会社が署名した宣誓書をCIMAに提出するか、または提出させなければなりません。

- () 受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること
- () ファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないこと

ファンドは、事務代行会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（事務代行会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家および（保管会社以外の）役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社を変更する場合、かかる変更の1ヶ月前までに、CIMA、投資家およびその他役務の提供者に、書面にて通知しなければなりません。

受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、決算日付の純資産価格となります。各ファンド営業日（以下に定義します。）における純資産価格は、原則として、受益者名簿に名前のある各受益者に対して、当該ファンド営業日の直後の日本における営業日までに、事務代行会社またはその受任者の事務所に閲覧可能となります。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から4ヶ月以内および半期終了時から2ヶ月以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年1月31日に終了します。

「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークでの銀行営業日（毎年12月24日を除きます。）でかつ日本での販売会社の営業日、または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日もしくはその他の場所における日をいいます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、投資家の投資判断にとって極めて重要な情報を含む目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。交付目論見書に記載することが義務付けられているのは、（1）基本情報（（ ）ファンドの名称、（ ）管理会社等の情報、（ ）ファンドの目的・特色、（ ）投資リスク、（ ）運用実績および（ ）手続・手数料等）および（2）追加的情報です。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書（ただし、第三部「特別情報」の「第2 その他」の関係法人の概況）から「第5 その他」までに掲げる事項を除きます。）と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINETにおいて閲覧することができます。

- () 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信

託証券を変更しようとするときまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証券を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、販売会社を通じて販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法上、投資信託として規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法上の規制により、CIMAへ規定の書類および監査済財務書類を年次で提出します。規制投資信託として、CIMAは、いつでもファンドに、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社の取締役は、高額の前金に服す可能性があり、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図している、もしくは任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、主にエマージング国債および日本国債によって構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替ヘッジ取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することです。

「エマージング国債」とは、中・低所得の新興国または発展途上国の固定利付債券および金融商品（国債、政府機関債および政府保証債等）を意味します。

ファンドの資産は、金融派生商品（上場先物契約、金利先物、為替契約および為替先渡契約等）にも投資される場合があります。

投資方針

ファンドは原則として、認知された格付業者によりBB格以上または投資顧問会社が同様に評価した外貨建長期債券であるエマージング国債および日本国債に投資します。通常、エマージング国債および日本国債への投資比率を高位に保ちます。

「外貨建長期債券」とは、満期が1年を超え、発行者の自国通貨ではない通貨建ての債務を意味します。

取得した債券が後にBB格を下回る格付に引き下げられた場合でも引き続き保有することができます。

投資顧問会社は、ポートフォリオの構築にあたって、主に信用力、円ベースの利回り、経済基盤、流動性および市場出来高に基づき、投資対象国および国別投資比率を決定します。

投資顧問会社は、原則として、5～10カ国を選択しますが投資環境および市況等により、選択する国が5カ国を下回る場合、または、10カ国を超える場合があります。また、投資顧問会社は、日本国債にのみ投資すると決定する場合もあります。

投資顧問会社は、原則として、ポートフォリオ・デュレーションを5年を中心として、その±3年程度とします。デュレーション変更のために、金融派生商品（上場先物契約、金利先物等）に投資する場合もあります。

ファンドの資産は、米ドル建てまたは円建ての資産に投資されます。

為替ヘッジ取引

投資顧問会社は、ファンドに関して、一定の為替取引を行います。ファンドの為替ヘッジのため、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい額の日本円を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡取引（以下「為替ヘッジ取引」といいます。）を行います。

ファンドの純資産総額のすべてを完全にヘッジすることは不可能ですが、投資顧問会社は、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%～110%をヘッジする意向です。ポートフォリオの価値の変動、または設定後の受益証券の買戻しの金額によっては、ヘッジ比率が、純資産総額のうち米ドルのエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超えることがあり、その場合、投資顧問会社は、上記の取引を用いて、当該クラスの受益証券のヘッジ比率を当該範囲内（通常は純資産総額のうち米ドルのエクスポージャーの約100%）となるよう、ヘッジ比率を戻す意向です。

ファンドは、為替先渡契約を利用することで、為替ヘッジ取引の利益を得る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的に、為替先渡契約による利益または損失は、為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、日本円の金利よりも低い場合には、ファンドは、為替ヘッジ取引による利益の発生が期待され、逆に、米ドル金利が日本円の金利よりも高い場合には、ファンドには為替ヘッジ取引による損失が発生します。

為替ヘッジ取引が、為替リスクの軽減に成功する保証はありません。

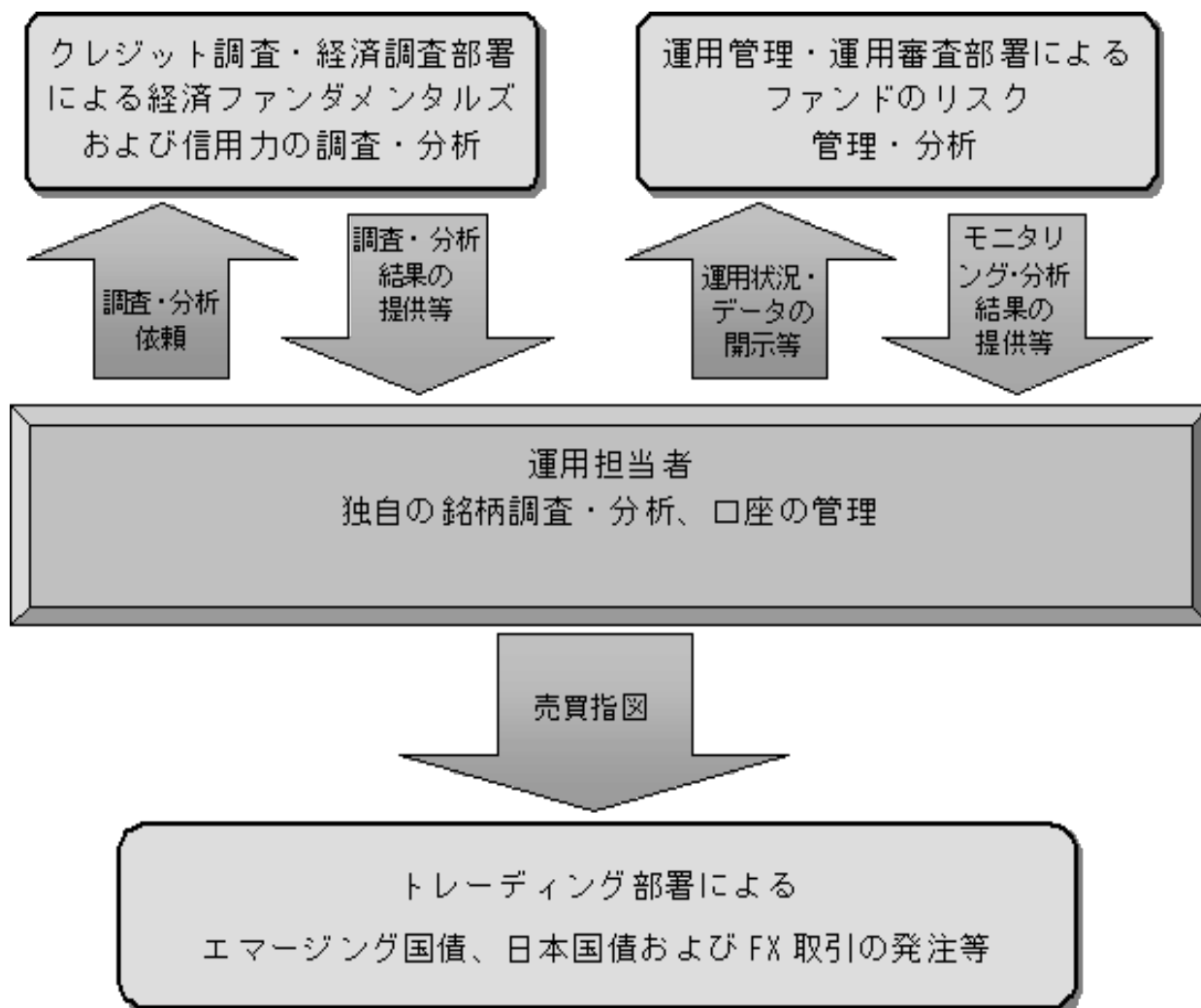
投資顧問会社は、一時的な防衛的手段として、または受益証券の買戻代金の支払に充当するためもしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また場合により、現金、銀行預金ならびに信用力の高い短期金融商品（財務省証券、預金証書およびコマーシャル・ペーパー等）に投資することができます。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご覧ください。

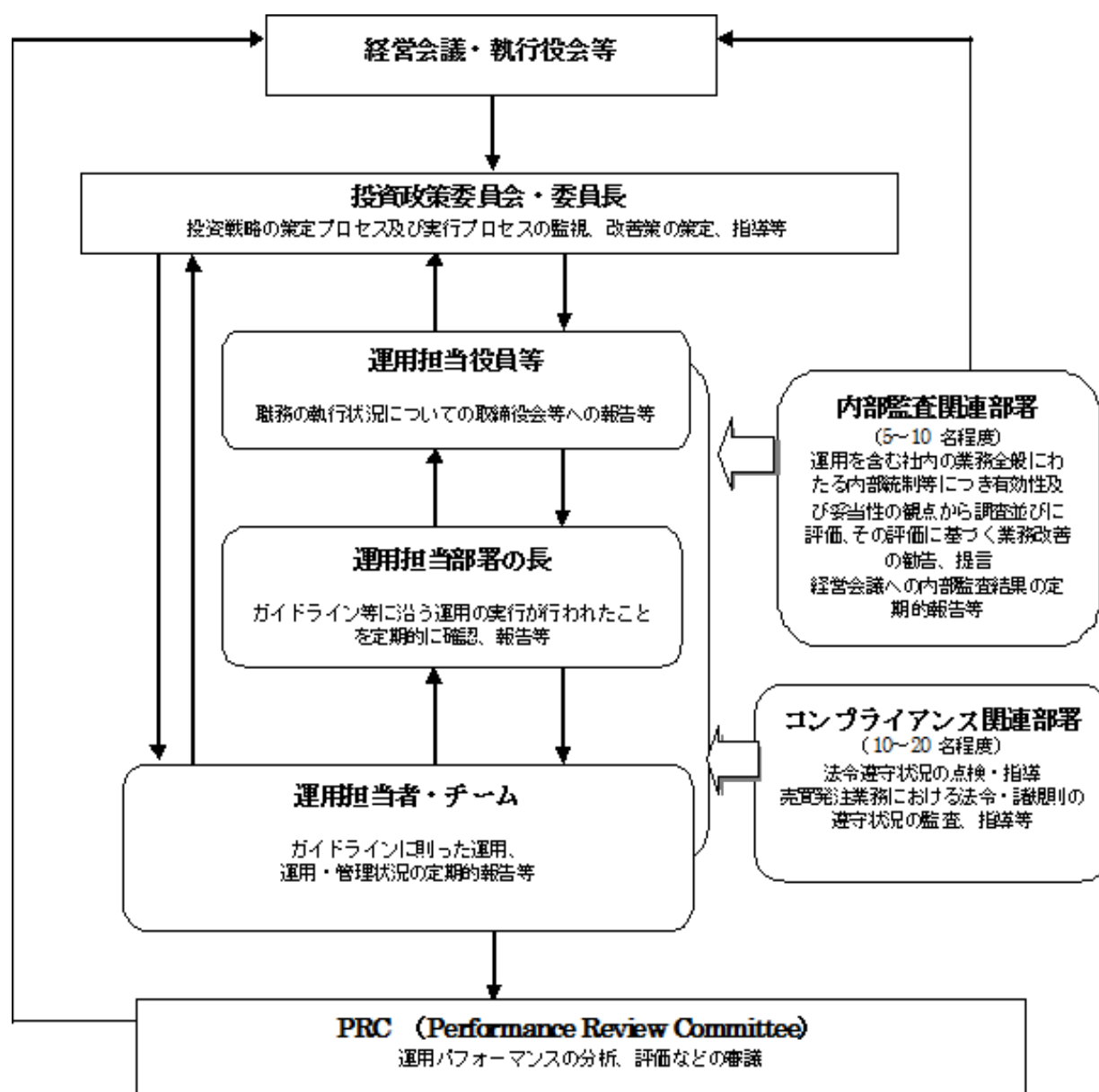
(3) 【運用体制】

管理会社は、管理会社の取締役会がファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、投資顧問会社を任命し、投資顧問会社は、ファンドの資産を投資し、投資顧問会社の裁量で為替ヘッジ取引を行う責任を負います。



野村アセットマネジメント株式会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資顧問業務に係るポートフォリオマネージャー規程ならびにスワップ取引、信用リスク管理、外国為替予約取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

投資顧問会社における内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



上記の体制は2014年6月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、投資顧問会社および受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な利息収入および実現売買益から随時分配を行うことができます。また、管理会社は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分からも分配を行うことができます。分配金額は変動し、管理会社の裁量により分配が行われない場合もあります。

管理会社は、201101受益証券について、毎年1月、4月、7月および10月の10日（以下「分配基準日」といいます。）時点の受益者に対し、分配を行う予定です。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定です。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われます。分配が決定された場合、日本国内における支払の取扱者（租税特別措置法第8条の3第1項に規定する支払の取扱者をいいます。）である販売会社を通じて日本の受益者に交付されます。

（５）【投資制限】

管理会社は、ファンド資産の運用にあたり、ファンドの投資制限を遵守します。

- (1) ファンドの資産総額の50%以上を、日本の規制の目的上、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合を除きます。
- (2) 原則として、有価証券への投資は、1カ国（日本を除きます。）につきファンドの純資産総額の30%以下とします。
- (3) 株式には投資する予定はありませんが、株式／ワラントの性質を有するハイブリッド優先証券への投資の結果として、または転換社債の転換もしくは権利行使、もしくは債券保有者への割当てによる持分証券の取得の結果として、純資産総額の5%までは株式を保有することができるものとします。
- (4) 投資信託証券に、ファンドの純資産総額の5%を超えて投資をすることはできません。

また、ファンドは、JSDAの外国証券の取引に関する規則（以下「規則」といいます。）に基づき、その資産の投資に係る以下の投資制限に従います。

- (5) 空売りの制限 空売りを行う投資有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下とします。
- (6) 借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
- (7) 株式の取得制限 管理会社が運用を行う投資ファンドの全体において、1発行企業の議決権の総数の50%を超えて、当該会社の株式の取得を行うことはできません。ただし、かかる制限は、投信法における、「外国投資法人」の投資口には適用されません。
- (8) 流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドの純資産総額の15%以下を流動性の低い資産に投資することができます。15%を超えて投資する場合には、私募証券、非上場証券およびその他流動性に欠ける資産への投資につき、評価方法の透明性を維持するための方法が取られなければなりません。
- (9) 利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するようなファンドのための取引、例えば受託会社や管理会社または受益者以外の第三者の利益のための取引は禁止されます。

ファンドはまた、本規則に服するため、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、

- (10) 管理会社および投資顧問会社自身または管理会社および投資顧問会社の取締役を相手方とする取引を行ってはなりません。
- (11) 受託会社、管理会社、投資顧問会社またはファンド以外の他の関係者の利益を図る取引を行ってはなりません。
- (12) 投資顧問会社により運用されるすべての投資信託が保有する1発行企業の株式総数が、かかる発行企業の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (13) ファンドが保有する1発行企業の株式総数が、かかる発行企業の発行済株式総数の50%を超える株式の取得を行ってはなりません。
- (14) 現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の全資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超える場合、その取得を行ってはなりません。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反せず、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

エマージング国債への投資の一般的リスク：

ファンドは主にエマージング国債に投資しますので、ファンドの純資産価格は、エマージング国債の価格変動の影響を受けます。

ファンドが主に投資対象とするエマージング国債には、以下のリスクがあります。

カントリーリスク 政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、エマージング国債の価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケットに投資する場合には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラが未発達であることから、ファンドは、低い流動性、高い価格変動性、および低い決済効率性に直面することがあります。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなるので、ファンドのポートフォリオを構成するエマージング国債の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

金利リスク 金利の上昇または下落により、エマージング国債およびその他の一般的な債券の価値が悪影響を受ける可能性があります。

信用リスク エマージング国債の価格は発行者（当該国の政府または政府機関等）の信用力により変動します。発行者が元利金の支払義務が履行できないリスクを「債務不履行リスク」といいます。不履行の可能性が高まった場合、エマージング国債およびその他の一般的な債券の価格は大幅に下落し、ファンドの純資産価格が下落することがあります。

流動性リスク エマージング国債は、市場規模が小さく、取引量が少ないので、ファンドが保有する当該債券を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できないなどのリスクがあります。

為替ヘッジリスク：

投資顧問会社は為替ヘッジ取引を行います。

通貨間の為替レートの変動は、投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。為替ヘッジ取引は、為替差損をある程度回避することを目的としていますが、為替差益を得るのを妨げる可能性もあります。ファンドの将来のパフォーマンスを予測することは不可能であるため、為替リスクに対して常にオーバー・ヘッジまたはアンダー・ヘッジとなる可能性があります。さらに、こうした為替ヘッジ取引が為替エクスポージャーを軽減することができる保証はなく、為替ヘッジ取引自体が重大な損失をもたらさない保証也没有。この為替ヘッジ取引には費用が発生します。ファンドの資産のうち為替ヘッジ取引に用いられる資産は、エマージング国債への投資資金とはなりません。

金融派生商品の利用：

為替ヘッジを目的として為替先渡契約等の金融派生商品を利用します。金融派生商品の利用には以下のようなリスクがあります。

市場リスク これは、投資対象の価格が変動し得るというリスクで、すべての投資に一般的に付随します。金融派生商品の対象となる原資産（証券または参照指標のいずれか）の価格に変化があったとき、金融派生商品の価値は、原資産のパフォーマンスに応じてプラスまたはマイナスになります。オプション以外の金融派生商品においては、金融派生商品の価格の変動幅は、原証券または参照指標の価格の変動幅に非常に類似します。オプションの場合、下記に詳述するとおり、オプションの価格の変動はその他の多くの変動要素に依拠するため、オプションの価格の変動幅は必ずしも原資産の価格の変動幅と類似するとは限りません。

流動性リスク 流動性リスクとは、特定の金融派生商品の売買が困難になるリスクです。金融派生商品の取引が特に大規模であるか、または当該市場が流動性に乏しい場合（OTC金融派生商品と同様に）、有利な価格で金融派生商品の取引を開始したり、ポジションを清算したりすることができない場合があります。

取引相手方の信用リスク 金融派生商品取引の相手方（本項において「取引相手方」といいます。）による金融派生商品契約の条件の不履行によってファンドが損失を被るリスクをいいます。取引所で取引される金融

派生商品の取引相手方の信用リスクは、取引所で取引される各金融派生商品の発行体であり取引相手方である清算機関が決済を保証するため、OTC金融派生商品の取引相手方の信用リスクに比して概ね限定的です。このような保証は、取引相手方の信用リスク全般を軽減する目的で清算機関が運用する日々の値洗い制度（すなわち証拠金制度）により補完されています。証拠金としてブローカーおよび／または取引所に差し入れられた資産は、かかる取引相手方によって分別口座で保管されず、このため、かかる取引相手方が債務不履行となった場合には、かかる取引相手方の債権者に取得される可能性があります。相対で取引されるOTC金融派生商品に関しては、そのような清算機関による保証は存在しません。相対で取引されるOTC金融派生商品は標準化されていません。これは二者間の契約であり、関係する当事者の必要性に応じて組成することができます。ドキュメンテーション・リスクは、国際スワップデリバティブ協会の基準を遵守することによって軽減されます。取引相手方の信用リスクは担保契約を用いることによりさらに軽減されることがあります。ただし、その場合でも、担保の発行体や保管機関のデフォルトリスクおよび信用リスクが存在します。さらに、限度額以下の場合には担保が請求されない担保限度額が存在することや、担保の必要性を計算する時点からファンドが取引相手方から担保を受領するまでのタイミングの差異は、共にその時点のエクスポージャーのすべてに担保が付されるわけではないことを意味しています。

決済リスク 決済リスクとは、先物、先渡し、各種オプション／スワップの差額決済取引が適時に決済されないリスクで、決済の前の取引相手方の信用リスクが増大し、負担するはずのなかった資金調達費用を負担する可能性があります。決済がなされない場合、ファンドの被る損失は、原契約の価額と代替契約の価額の差額であり、契約が代替されない場合は、かかる契約が無効になった時点におけるその全額となります。

ファンド運用リスク 金融派生商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度な専門的商品です。金融派生商品を利用する場合、あらゆる市況における金融派生商品のパフォーマンスを理解することは必ずしも必要ないものの、投資対象原資産のみならず、金融派生商品そのものに関する理解が必要となります。また、OTC金融派生商品の価格は、一定の市況において原資産の価格に沿った動きをしないことがあります。

その他のリスク 金融派生商品の利用におけるその他のリスクには、金融派生商品について誤った価格設定または不適切な評価がなされるというリスクが含まれます。一定の金融派生商品、特に相対で取引されるOTC金融派生商品は、取引所において確認可能な価格を有さないため、他の市場価格データから得た原証券の価格または参照指標を用いた計算式の使用を伴います。OTCオプションにおいては仮定を使ったモデルが使用され、これによって誤った値付けをするリスクが増大します。不適切な評価により、取引相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドの価値が損なわれることになります。金融派生商品は、連動するはずの資産、レートまたは指数の価値と必ずしも完全なまたは高度の相関性を示すものではありません。結果として、金融派生商品の利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を達成するための効果的な手段とはならず、場合によってはかかる達成を妨げるものとなり得ます。

その他のリスク：

制度変更リスク ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、英国、米国、ルクセンブルグまたはその他の関連諸国の政府による規制、税法、制度の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接悪影響を受ける可能性があります。

戦略実行リスク 管理会社は、上記「2（1）投資方針」に記載される戦略を実行することを目指しますが、その戦略を成功裏に実行できる保証はありません。

b. 利益相反

受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社、ならびにその持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の関連する当事者（以下「関係当事者」といいます。）は、それぞれ、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いませんが適用法令に従います。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、それぞれ、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと異なる他の信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自己使用および自己利益のために、これらにより支払われる報酬またはその他の金額

を留保することができます。ただし、ファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、ファンド独自のものとみなされます。いずれの当事者も、自らまたはその使用人もしくは代理人が、当該当事者が同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくは他のあらゆる形態の事業の過程（ファンドに関連する義務を履行する過程を除きます。）において、知ることのできる事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、その他のいかなる者に対する開示義務も負わないものとし、また、

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券を保有、処分、またはその他の取扱いをすること。
- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模および同様の性質を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはファンドの信託財産を構成する証券の発行体との間で、契約もしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係する当事者間の関係性のみを理由としてかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係会社は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格において通常の銀行業務または貸付業務からの利益をすべて留保することができるものとします。

受託会社または受託会社の関係会社は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関する通常の報酬および費用をすべて請求し、これを留保することができるものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社、その関係会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、それぞれ、他の業務に従事し、裁量権の有無を問わず他の者または事業体（ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問いません。）の投資顧問を務めることができます。投資顧問会社の関係当事者は、特定の投資対象または戦略を他の者または助言業務における顧客に対して勧めることができます（かかる投資対象または戦略を管理会社に対して勧めているか否かを問いません。）。また、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事することができます。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはその関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社は、利益相反が生じる可能性があるかまたは実際に生じたとその単独の裁量により判断した場合、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

投資顧問会社の関係当事者（投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、自らが適切と判断する方法でかかる受益証券を取り扱うことができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資対象を保有しているかにかかわらず、自己の勘定で、投資対象を購入、保有および取引することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者またはファンドもしくはファンドの勘定がその証券を保有している発行体との間で、契約または金融取引もしくはその他の取引を行う場合があります、また、当該契約もしくは取引に利害関係を有する場合があります。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行した投資対象の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約に基づく義務の履行のために投資顧問会社が雇用した者が、かかる業務に常に従事するわけではありません。また、投資顧問会社またはその関係者が他の業務に従事し、時間および労力を費やす権利またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利が制限されることはありません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約に基づくすべての義務を適切に履行するものとします。

リスク管理

投資顧問会社のリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

リスク管理関連の委員会

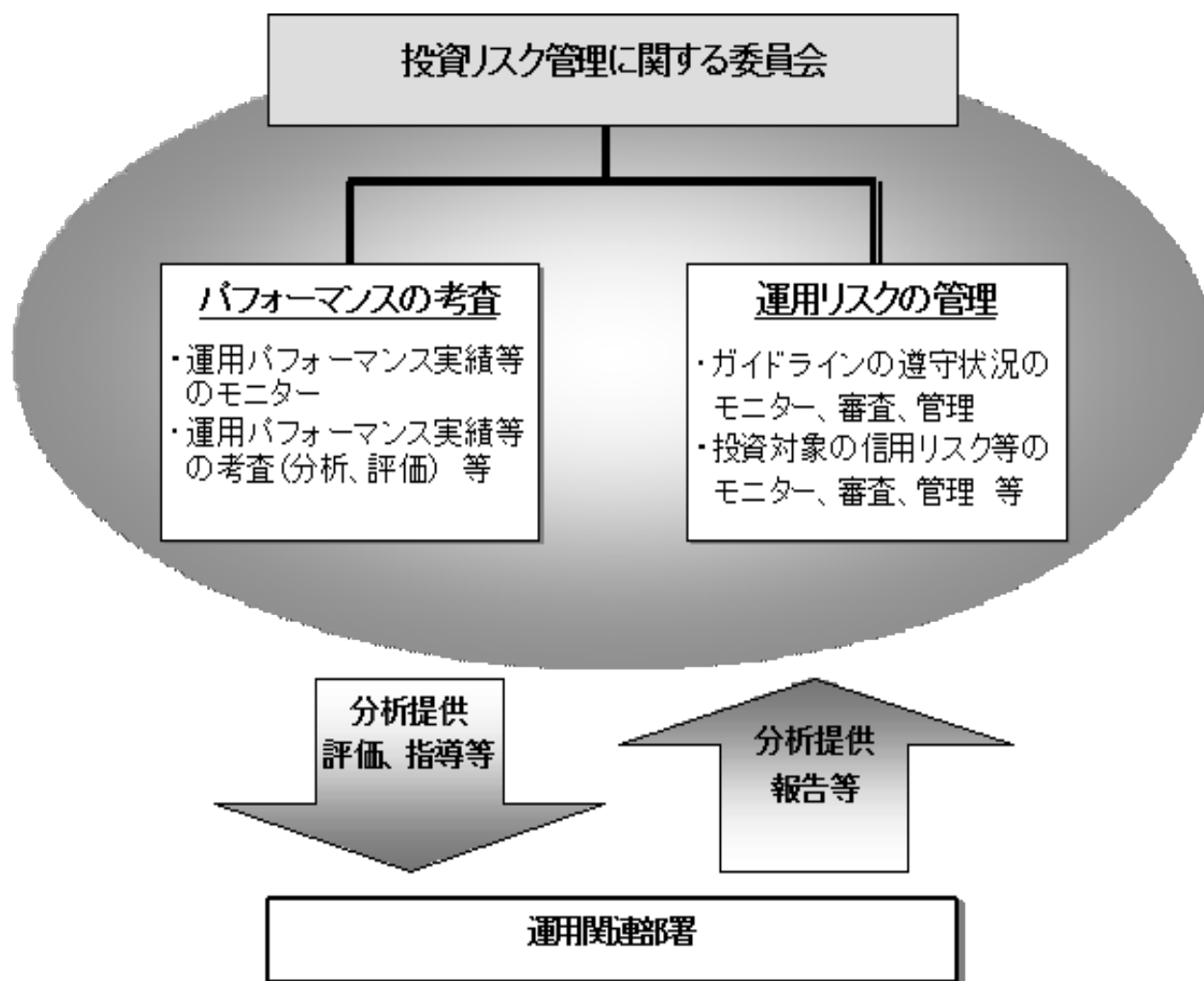
●パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

●運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスクマネジメント体制図



上記の体制は2014年6月末日現在のものであり、随時変更されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

(2)【買戻し手数料】

201101受益証券が2017年1月30日（同日を含みます。）までに買戻される場合、その保有期間に応じて、1口当りの発行価格（10,000円）に対して以下の料率で買戻手数料が課されます。受益証券1口当りの買戻手数料の金額は、該当する買戻日（以下に定義します。）に計算されます。買戻手数料に消費税は課されません。

1年未満	（2012年1月30日まで）	3.00%
1年以上2年未満	（2012年1月31日から2013年1月30日まで）	2.50%

2年以上3年未満（2013年1月31日から2014年1月30日まで）	2.00%
3年以上4年未満（2014年1月31日から2015年1月30日まで）	1.50%
4年以上5年未満（2015年1月31日から2016年1月30日まで）	1.00%
5年以上6年未満（2016年1月31日から2017年1月30日まで）	0.50%
6年以上（2017年1月31日から2018年1月31日まで）	なし

（３）【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

販売管理報酬 管理会社は、販売管理業務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.5%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

報酬の取決めにに関する修正 管理会社が、その報酬の取決めにに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

受託会社の報酬 受託会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

受託会社が、その報酬の取決めにに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受けることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受けることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会員は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.1%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

販売会社の報酬 販売会社は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.2%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日における201101受益証券に帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.4%に相当する額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受けることができます。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、販売会社、代行協会員および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、2018年1月31日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）まで（当日を含みます。）支払われます（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に終了または延長する場合を除きます。）。

2014年1月31日に終了した会計年度中の上記各報酬額は、以下のとおりです。

管理会社の報酬	296,528円
受託会社の報酬	296,528円
販売管理報酬	14,852,131円
事務代行会社の報酬	2,966,818円
保管会社の報酬	923,561円
代行協会員の報酬	2,966,425円
販売会社の報酬	5,932,078円
投資顧問会社の報酬	11,873,419円

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および関係する当事者によりまたは関係する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、1年を超えない期間で償却されました。

さらに、外部の会計士および弁護士費用といったその他費用および経費の一切は、ファンドが負担します。

2014年1月31日に終了した会計年度中のその他の手数料等は、7,548,977円です。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいています。

（Ａ）日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（１）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（２）個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われます。受益者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできます。

受益者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となります。

なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含みます。）、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）を控除することができます。

ただし、上記の税率は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興特別措置法」といいます。)に基づき、2037年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。

- (3) 法人(公共法人等を除きます。)が分配金を受け取る場合は、15%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。法人の益金不算入の適用は認められません。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは15.315%(所得税のみ)、2038年1月1日以降は15%(所得税のみ)となります。

- (4) 個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、譲渡損益における申告分離課税での税率は20%(所得税15%、住民税5%)となり、他の株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

ただし、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2037年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、2038年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。

- (5) 分配金および譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(4)と同様の扱いとなります。

将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いに変更されることがあります。

(B) ケイマン諸島

ファンドは、ケイマン諸島当局から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を取得しています。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドの運用状況は以下のとおりです。

(1) 【投資状況】

(2014年 6 月末日現在)

資 産 の 種 類	国 名	時 価 (円)	投 資 比 率 (%)
国債	米国	1,528,451,613	64.62
固定利付債	米国	340,294,080	14.39
	英国	104,172,980	4.40
その他の債券	英国	241,931,281	10.23
現金およびその他の資産（負債控除後）		150,408,978	6.36
純 資 産 総 額		2,365,258,932	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2014年 6 月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	額面金額 (米ドル)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
1	ロシア連邦 F R N 31/03/30	英国	その他の 債券	7.5	2030年 3月31日	3,000,000	192,292,490	241,931,281	10.23
2	トルコ共和国 6.25% 26/09/22	米国	国債	6.25	2022年 9月26日	1,800,000	172,295,762	205,390,725	8.68
3	フィリピン 共和国 4% 15/01/21	米国	国債	4	2021年 1月15日	1,900,000	168,658,644	204,704,426	8.65
4	ブラジル連邦 共和国 4.875% 22/01/21	米国	国債	4.875	2021年 1月22日	1,800,000	168,545,588	199,308,297	8.43
5	ポーランド 共和国 5% 23/03/22	米国	国債	5	2022年 3月23日	1,500,000	135,619,526	169,212,553	7.15
6	ベトロナス・ キャピタル・ リミテッド 7.875% 22/05/22	米国	固定利付債	7.875	2022年 5月22日	1,200,000	134,591,570	161,393,010	6.82
7	南アフリカ 共和国 5.875% 30/05/22	米国	国債	5.875	2022年 5月30日	1,300,000	128,217,678	146,798,767	6.21
8	ベトロナス・ キャピタル・ リミテッド 5.25% 12/08/19	米国	固定利付債	5.25	2019年 8月12日	1,100,000	107,038,317	126,613,219	5.35

9	インドネシア 共和国 4.875% 05/05/21	米国	国債	4.875	2021年 5月5日	1,050,000	90,939,545	111,846,380	4.73
10	インドネシア 共和国 3.75% 25/04/22	米国	国債	3.75	2022年 4月25日	1,100,000	92,528,718	108,208,922	4.57
11	エスコム・ホールディングス 5.75% 26/01/21	英国	固定利付債	5.75	2021年 1月26日	1,000,000	90,129,796	104,172,980	4.40
12	ポーランド 共和国 6.375% 15/07/19	米国	国債	6.375	2019年 7月15日	800,000	84,597,750	96,197,398	4.07
13	ブラジル連邦 共和国 5.875% 15/01/19	米国	国債	5.875	2019年 1月15日	700,000	63,691,514	81,253,035	3.44
14	トルコ共和国 7% 11/03/19	米国	国債	7	2019年 3月11日	600,000	55,195,475	70,009,428	2.96
15	フィリピン 共和国 6.5% 20/01/20	米国	国債	6.5	2020年 1月20日	500,000	46,950,739	60,443,918	2.56
16	国営石油会社 ブルタミナ 5.25% 23/05/21	米国	固定利付債	5.25	2021年 5月23日	500,000	40,118,575	52,287,851	2.21
17	ロシア連邦 4.5% 04/04/22	米国	国債	4.5	2022年 4月4日	400,000	38,121,784	41,772,691	1.77
18	南アフリカ 共和国 5.5% 09/03/20	米国	国債	5.5	2020年 3月9日	300,000	31,583,962	33,305,073	1.41

上記の他、投資有価証券はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2013年7月1日から2014年6月末日までの1年間における各月末の純資産総額および受益証券1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額（円）	1口当り純資産価格（円）
第1会計年度末 （2012年1月31日）	6,726,343,108	10,395
第2会計年度末 （2013年1月31日）	3,707,924,534	11,025
第3会計年度末 （2014年1月31日）	2,502,576,873	10,091
2013年7月末日	2,834,612,562	10,206
8月末日	2,682,430,405	9,879
9月末日	2,719,861,174	10,225
10月末日	2,718,538,318	10,365
11月末日	2,602,317,850	10,170
12月末日	2,533,608,481	10,126
2014年1月末日	2,502,576,873	10,091
2月末日	2,504,863,521	10,264
3月末日	2,447,192,975	10,280
4月末日	2,382,201,856	10,295
5月末日	2,410,305,788	10,548
6月末日	2,365,258,932	10,519

【分配の推移】

期間	分配金（円）
第1会計年度	280
第2会計年度	280
第3会計年度	280

【収益率の推移】

期間	収益率（注）
第1会計年度	6.75%
第2会計年度	8.75%
第3会計年度	-5.93%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当り純資産価格。第1会計年度の場合、受益証券1口当り当初発行価格

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
第１会計年度 (2011年１月31日 - 2012年１月31日)	952,971 (952,971)	305,880 (305,880)	647,091 (647,091)
第２会計年度 (2012年２月１日 - 2013年１月31日)	0 (0)	310,768 (310,768)	336,323 (336,323)
第３会計年度 (2013年２月１日 - 2014年１月31日)	0 (0)	88,321 (88,321)	248,002 (248,002)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項はありません。

２【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各買戻日に買戻すことができます。「買戻日」とは、各受益証券のクラスごとに定められる日をいい、201101受益証券の「買戻日」とは、各ファンド営業日をいいます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を事務代行会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、受託会社が管理会社と協議の上、一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券１口単位または受託会社が管理会社と協議の上その裁量により決定するその他の口数で行われます。

買戻通知は、事務代行会社の事務所において受領されます。ただし、買戻通知が当該買戻日の正午（ルクセンブルグ時間）までに、事務代行会社に提出されるものとします。

上記受付終了時間後に受け取られた買戻通知は、翌買戻日に受領されたものとみなされます。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券１口当り買戻価格」といいます。）は、当該買戻日における該当する受益証券の１口当り純資産価格です。

受益証券の買戻しに関する送金は、日本円で、当該買戻日（当日を含みます。）から７ファンド営業日以内または受託会社が管理会社と協議の上随時決定するその他の日までに電信送金されるものとします。

受益証券の買戻しが、下記「３（１）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われないものとします。

受託会社は、管理会社と協議の上、買戻請求を停止、拒絶または取消す権利を留保し、下記「３（１）資産の評価」に記載のとおり買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社、管理会社もしくは事務代行会社が決定した場合、または受託会社、管理会社もしくは事務代行会社が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社または事務代行会社は、当該受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却するよう要求する旨を書面により通知し、かつかかる売却の証拠を管理会社または事務代行会社に提供するよう指示することができます。上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定により、当該受益証券の買戻しおよび消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券１口当り買戻価格は、当該強制買戻日に当たる買戻日における該当するクラスの受益証券の１口当り純資産価格です。

2018年1月31日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）時点で発行済の201101受益証券はすべて、当該日付に買戻されます。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、各買戻日に買戻すことができます。

買戻日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該買戻日の請求として取り扱います。受益証券の買戻しは当該クラスの受益証券1口単位または管理会社がその裁量により決定する当該クラスの受益証券のその他の口数とします。

受益証券1口当り買戻価格は、当該買戻日に決定される当該クラスの受益証券の1口当り純資産価格です。201101受益証券の買戻代金は、日本円で支払われます。買戻しの請求が行われた当該買戻日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。なお、201101受益証券が2017年1月30日（同日を含みます。）までに買戻される場合は、「第14（2）買戻し手数料」に記載する所定の買戻手数料が課せられます。

買戻代金の支払は、原則として、国内販売会社が注文の完了を確認した日（約定日）から起算して6国内営業日目以降に行われます。約定日とは、販売会社が注文の成立を確認した日であり、通常の場合、買戻請求を販売会社が受領した日の翌日の国内営業日となります。

「国内営業日」とは、販売会社が東京にて営業を行っている日を意味します。

注）買戻請求を受けずに、ファンド終了時に終了する受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、ファンド終了後に管理会社が決定する方法および期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの終了後、出来るだけ速やかに、ファンドに残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取純額を配分するものとします。ただし、受益者への分配金額の決定が当該最終監査後となるため、受益者は当該最終監査まで終了手取金の支払通知を受けない場合もあります。最終監査は、ファンドの終了後6ヶ月またはそれ以上の期間をかけて行われる場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

各ファンド営業日において、管理会社または事務代行会社は、ルクセンブルグの一般会計原則に従って、ファンドの純資産総額を、(i)ファンドの資産の価値を評価し、(ii)その評価額からファンドの負債を控除して、日本円建てで計算します。

当該クラスの受益証券１口当りの純資産価格は、当該クラスに帰属する純資産総額を、当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

管理会社がその裁量により他の方法を定めない限り、ファンドの資産は、以下のように評価されます。

(a)証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格（取引価格または評価額）で評価されます。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である取引所または市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用します。

(b)証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価されます。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価されます。

(c)投資対象は、国際的に認識された値付業者による相場に基づき価格が決めます（債券の場合、16時頃(中央ヨーロッパ時間)において、国際的な値付業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格とします。）。(d)市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用する方法で、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価されます。

(e)満期日まで60日以下の短期投資対象は、償却原価法または満期日の61日前現在の市場価格と額面価格の差額の償却によって評価されます。(f)現金およびその他の流動資産は、経過利息を付した額面価格で評価されます。(g)その他の資産に関しては、管理会社が適用ある一般会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価されます。日本円以外の通貨で表示される評価額は、当該ファンド営業日の10時頃（中央ヨーロッパ時間）における換算レートまたは管理会社が誠実に決定するその他のレートにより日本円に換算されます。

管理会社（またはその受任者としての事務代行会社）による、ファンドの価値、各クラスの受益証券の純資産総額および１口当り純資産価格の算定は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、明らかな誤りがある場合を除き、管理会社または事務代行会社に対して返還請求はできません。管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠しており、明らかな誤りがある場合を除き、管理会社または事務代行会社に対して返還請求はできません。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産総額の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社との協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算および受益証券の買戻しを停止することができ、また買戻代金の支払を延期することができます。

- () ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- () ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- () ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となり、またはその他の理由により投資対象の価値もしくはその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- () ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する期間。

管理会社は、投資顧問会社との協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

（２）【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

（３）【信託期間】

201101受益証券はすべて2018年１月31日（当該日がファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日）に買戻されます。ファンドは、ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合で、受託会社および管理会社が投資顧問会社と協議の上決定した場合には、終了します。さらに、以下の事項のいずれかが発生した場合、終了するものとします。

- （ ） ファンドを継続すること、またはファンドを信託証書第36条に規定したその他の法域に移動することのいずれかが違法となり、または受託会社もしくは管理会社が実行不可能、非経済的、望ましくない、または受益者の利益に反すると判断する場合。
- （ ） 受益者が受益者決議でそのような決定をした場合。
- （ ） 信託証書の日付から149年後に終了する期間が終了する場合。
- （ ） 信託証書第34条に基づき受託会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の受託会社の任命ができない場合。
- （ ） 信託証書第35条に基づき管理会社が退任または清算される場合で、退任の通知または清算の開始後30日以内に後任の管理会社の任命ができない場合。

ファンドが上記の規定に基づき終了する場合、管理会社は直ちにその終了の通知をすべての受益者に対して行うものとします。

（４）【計算期間】

ファンドの決算日は毎年１月31日です。

（５）【その他】**（イ）ファンドの解散**

ファンドは、信託証書に基づき（ファンド純資産総額が10億円を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含みますが、これに限られません。）、終了することがあります。

ファンドの終了の際は、管理会社は、ファンドの全借入れおよびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの終了後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの終了後、出来るだけ速やかに、ファンドに残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取純額を配分するものとします。

注）ファンド終了時に、買戻請求を受けずに終了する受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、ファンド終了後に管理会社が決定する方法および期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの終了後、出来るだけ速やかに、ファンドに残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取純額を配分するものとします。ただし、受益者への分配金額の決定が当該最終監査後となるため、受益者は当該最終監査まで終了手取金の支払通知を受けない場合もあります。最終監査は、ファンドの終了後６ヶ月またはそれ以上の期間をかけて行われる場合があります。

（ロ）信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者 に対し10日以上前に書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および範囲で、追補証書により、信託証書の規定に改正、修正、変更または追加（以下「本信託証書の修正」といいます。）を行うことができます。受託会社がその意見において、書面により、本信託証書の修正が、（ ）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する重大な責任を免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させない場合、（ ）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である場合、または（ ）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明す

る場合、本信託証書の修正には受益者の承認は不要です。本信託証書の修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受けたりする義務を課すものではありません。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(八)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本で必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、（a）他方当事者に代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、（a）他方当事者に受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、もう一方の当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、（a）他方当事者に保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い期間の通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、（a）他方当事者に事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）他方当事者が解散し（解約通知を行う他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または投資顧問会社が他方当事者に対して、60日以上前の書面による通知を行うことにより、解約されます。また、管理会社または投資顧問会社は、他方当事者に対する書面による通知により、（ ）他方当事者が、その清算（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）に係る決議を採択した、もしくは管轄裁判所が、他方当事者の清算を命令した、もしくはその資産につき管財人が任命された場合、（ ）管理会社もしくは投資顧問会社に、投資顧問契約上の義務の重大な不履行があり、また（かかる不履行が治癒可能な場合に）その治癒を要求した通知を送達後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（ ）投資顧問契約を違法とする法律または規則が制定された、もしくは投資顧問契約の履行の継続が

実行不可能であるもしくは望ましくないと当事者が合理的に考えた場合にはいつでも、投資顧問契約を解約することができます。投資顧問契約はまた、すべての受益証券が完全に買い戻された場合、または信託証書に従ったファンドの終了時に、自動的に解約されます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は受益者名簿に登録されていないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。かかる分配金は、日本国内における支払の取扱者（租税特別措置法第8条の3第1項に規定する支払の取扱者をいいます。）である販売会社を通じて日本の受益者に対して交付されます。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ）損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

（ ）議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書第30条に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第34条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第35条に基づき、管理会社を解任する場合、信託証書第36条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第39条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 小林 穰
同 川端 康弘

東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
です。

（４）【裁判管轄等】

前記（３）（ ）の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所
が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行わ
れます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

1. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されています。
3. ファンドの原文の財務書類は、ファンドの本国における独立監査人であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島の監査を受けており、監査報告書（英文）を受領しています。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

(1) 【2014年 1 月31日終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2014年 1 月31日現在

(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額：2,016,070,080円)	2	2,391,171,198
銀行預金		60,860,528
為替先渡契約未実現利益	15	40,205,308
未収収益		27,100,912
資産合計		2,519,337,946
負債		
受益証券の買戻未払金		4,132,350
未払費用	12	12,628,723
負債合計		16,761,073
純資産		2,502,576,873

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1 口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
201101受益証券（円）	10,091	248,002	2,502,576,873

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

運用計算書

2014年1月31日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益

債券に係る利息		149,947,801
---------	--	-------------

収益合計		149,947,801
------	--	-------------

費用

投資顧問会社報酬	7	11,873,419
----------	---	------------

代行協会員報酬および販売会社報酬	9、10	8,898,503
------------------	------	-----------

事務代行会社報酬	8	2,966,818
----------	---	-----------

保管会社報酬	6	923,561
--------	---	---------

コルレス銀行報酬		150,043
----------	--	---------

銀行手数料		900,000
-------	--	---------

受託会社、管理会社および販売管理報酬	3、4、5	15,445,187
--------------------	-------	------------

弁護士報酬		1,101,451
-------	--	-----------

海外登録費用		2,328,400
--------	--	-----------

立替実費		296,492
------	--	---------

専門家報酬		2,751,783
-------	--	-----------

その他の費用		20,808
--------	--	--------

費用合計		47,656,465
------	--	------------

純投資収益		102,291,336
-------	--	-------------

投資対象証券実現純利益		254,090,874
-------------	--	-------------

外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(486,492,672)
---------------------	--	---------------

当期実現純損失		(232,401,798)
---------	--	---------------

投資対象証券未実現純損益の変動		(150,677,737)
-----------------	--	---------------

先渡為替契約未実現純損益の変動		88,138,209
-----------------	--	------------

当期末実現純損失		(62,539,528)
----------	--	--------------

運用の結果による純資産の純減少		(192,649,990)
-----------------	--	---------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

純資産変動計算書

2014年1月31日に終了した年度

（日本円で表示）

	注記	
期首現在純資産		3,707,924,534
純投資収益		102,291,336
当期実現純損失		(232,401,798)
当期末実現純損失		(62,539,528)
運用の結果による純資産の純減少		(192,649,990)
受益証券の買戻支払金		(935,025,531)
		(935,025,531)
受益者に支払われた分配金	13	(77,672,140)
期末現在純資産		2,502,576,873

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2014年 1月31日に終了した年度

（無監査）

201101受益証券	(口)
期首現在発行済受益証券数	336,323
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(88,321)
期末現在発行済受益証券数	248,002

統計情報

2014年 1月31日現在

（無監査）

	2014年	2013年	2012年
期末現在純資産（円）	2,502,576,873	3,707,924,534	6,726,343,108
201101受益証券（円）			
期末現在純資産	2,502,576,873	3,707,924,534	6,726,343,108
期末現在 1口当り純資産価格	10,091	11,025	10,395

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2014年1月31日現在

注1 - 組織

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年11月12日付信託証書により、オープン・エンド型の投資信託として設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠した投資信託である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド - 201101受益証券（「クラス」）は、2018年1月31日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に終了する。

ファンドは、信託証書に基づき（受益証券の当初発行後、ファンド純資産総額が10億円を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含むが、これに限られない。）、終了することがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング国債および日本国債によって構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替取引を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格（取引価格または評価額）で評価される。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である当該取引所またはその他の規制市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認識された値付業者による相場に基づき価格が決められる（債券の場合、16時頃（中央ヨーロッパ時間）において、国際的な値付業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格とする。）。
- (d) 市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用する方法で、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価される。
- (e) 満期日まで60暦日以下の短期投資対象は、償却原価法または満期日の61日前現在の市場価格と額面価格の差額の償却によって評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、経過利息を付した額面価格で評価される。
- (g) その他の資産に関しては、管理会社が適用ある一般会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価される。日本円以外の通貨で表示される評価額は、当該ファンド営業日の10時頃（中央ヨーロッパ時間）における換算レートまたは管理会社が誠実に決定するその他のレートにより日本円に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建ての投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2014年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.00719ユーロ

1円 = 0.00974米ドル

為替ヘッジ

投資顧問会社は、ファンドに関して、一定の為替取引を行う。ファンドの為替ヘッジのため、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい額の日本円を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡取引（「為替ヘッジ取引」）を行う。

ファンドの純資産総額のすべてを完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%～110%をヘッジする意向である。ポートフォリオの価値の変動、または受益証券のクラスの購入または買戻しの金額によっては、ヘッジ比率が、純資産総額のうち米ドルのエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超えることがあり、その場合、投資顧問会社は、上記の取引を用いて、当該クラスの受益証券のヘッジ比率を当該範囲内（通常は純資産総額のうち米ドルのエクスポージャーの約100%）となるよう、ヘッジ比率を戻す意向である。

ファンドは、為替先渡契約を利用することで、為替ヘッジ取引の利益を得る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的に、為替先渡契約による利益または損失は、為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。米ドル金利が、日本円の金利よりも低い（高い）場合には、ファンドは、為替ヘッジ取引による利益（損失）の発生が見込まれる。

為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注 5 - 販売管理報酬

管理会社には、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の販売管理報酬が支払われる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注 6 - 保管会社の報酬

保管会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受ける。

注 7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受ける。

注 8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受ける。

注 9 - 代行協会の報酬

代行協会は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注10 - 販売会社の報酬

販売会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.20%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注11 - 買戻手数料

クラスの受益証券が2017年1月30日（当日を含む。）までに買戻される場合、その保有期間に応じて、1口当りの発行価格（10,000円）に対して以下の料率で買戻手数料が課される。

払込日からの経過年数	受益証券1口当りの (当初募集価格に対する)手数料率
2年以上3年未満（2013年1月31日から2014年1月30日まで）	2.00%
3年以上4年未満（2014年1月31日から2015年1月30日まで）	1.50%
4年以上5年未満（2015年1月31日から2016年1月30日まで）	1.00%
5年以上6年未満（2016年1月31日から2017年1月30日まで）	0.50%
6年以上（2017年1月31日から2018年1月31日まで）	なし

受益証券1口当りの買戻手数料の金額は、該当する買戻日に計算され、管理会社に対して当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注12 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	2,639,326
代行協会員および販売会社報酬	1,929,839
事務代行会社報酬	643,421
保管会社報酬	193,266
受託会社、管理会社および販売管理報酬	3,285,339
立替実費	64,298
専門家報酬	1,058,634
買戻手数料	2,814,600
未払費用	<u>12,628,723</u>

注13 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社および受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。

管理会社は、毎年1月、4月、7月および10月の10暦日時点の受益者に対し、分配を行う予定である。

2014年1月31日に終了した年度に、ファンドは総額77,672,140円の分配を行った。

分配は、当該クラスの受益者に対して以下のとおり行われた。

201101受益証券

分配落日	決済日	受益証券1口当りの分配金 (日本円)	分配金総額 (日本円)
2013年4月11日	2013年4月17日	70	21,654,360
2013年7月11日	2013年7月18日	70	20,127,030
2013年10月11日	2013年10月18日	70	18,457,250
2014年1月14日	2014年1月20日	70	17,433,500
			<u>77,672,140</u>

注14 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払いに対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して、総額に基づいて、外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注15 - 為替先渡契約

2014年1月31日現在、注記2に記載された為替ヘッジのために、ファンドが締結している未決済の為替先渡契約は以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現利益 (日本円)
日本円	2,483,292,000	米ドル	23,800,000	2014年2月21日	40,205,308
					40,205,308

【投資有価証券明細表等】

(a) 投資株式明細表

該当事項はありません。

(b) 株式以外の投資有価証券明細表

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2014年1月31日現在

（日本円で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
ブラジル					
国債					
米ドル	2,000,000	FED REP OF BRAZIL 4.875% 22/01/21	187,272,876	215,582,962	8.61
米ドル	700,000	FED REP OF BRAZIL 5.875% 15/01/19	63,691,514	80,226,824	3.21
			250,964,390	295,809,786	11.82
		ブラジル合計	250,964,390	295,809,786	11.82
インドネシア					
国債					
米ドル	1,500,000	REP OF INDONES 3.75% 25/04/22	126,175,524	139,752,882	5.59
米ドル	1,050,000	REP OF INDONES 4.875% 05/05/21	90,939,545	106,984,573	4.27
			217,115,069	246,737,455	9.86
固定利付債					
米ドル	500,000	PERTAMINA 5.25% 23/05/21	40,118,575	49,137,397	1.96
			40,118,575	49,137,397	1.96
		インドネシア合計	257,233,644	295,874,852	11.82
マレーシア					
固定利付債					
米ドル	1,400,000	PETRONAS CAP 7.875% 22/05/22	157,023,498	184,728,925	7.38
米ドル	1,100,000	PETRONAS CAP 5.25% 12/08/19	102,582,304	125,650,413	5.02
			259,605,802	310,379,338	12.40
		マレーシア合計	259,605,802	310,379,338	12.40
フィリピン					
国債					
米ドル	2,100,000	REP OF PHILIPPINES 4% 15/01/21	182,744,887	223,680,005	8.94
米ドル	700,000	REP OF PHILIPPINES 6.5% 20/01/20	65,731,034	85,121,059	3.40
			248,475,921	308,801,064	12.34
		フィリピン合計	248,475,921	308,801,064	12.34
ポーランド					
国債					

米ドル	1,900,000	REP OF POLAND 5%	23/03/22	171,784,733	209,507,737	8.37
米ドル	800,000	REP OF POLAND 6.375%	15/07/19	80,499,849	96,229,314	3.85
				252,284,582	305,737,051	12.22
		ポーランド合計		252,284,582	305,737,051	12.22
ロシア連邦						
国債						
米ドル	200,000	RUSSIAN FED 5%	29/04/20	16,177,993	21,883,564	0.88
米ドル	200,000	RUSSIAN FED 4.5%	04/04/22	17,492,953	20,608,999	0.82
				33,670,946	42,492,563	1.70
その他の債券						
米ドル	3,000,000	RUSSIAN FED FRN	31/03/30	200,714,059	255,016,748	10.19
				200,714,059	255,016,748	10.19
		ロシア連邦合計		234,385,005	297,509,311	11.89
南アフリカ						
国債						
米ドル	1,500,000	REP OF STH AFRICA 5.875%	30/05/22	147,943,475	163,229,432	6.52
米ドル	300,000	REP OF STH AFRICA 5.5%	09/03/20	28,412,254	32,551,768	1.30
				176,355,729	195,781,200	7.82
固定利付債						
米ドル	1,000,000	ESKOM HLDG 5.75%	26/01/21	90,129,796	100,561,957	4.02
				90,129,796	100,561,957	4.02
		南アフリカ合計		266,485,525	296,343,157	11.84
トルコ						
国債						
米ドル	2,000,000	REP OF TURKEY 6.25%	26/09/22	191,439,736	212,997,367	8.51
米ドル	600,000	REP OF TURKEY 7%	11/03/19	55,195,475	67,719,272	2.71
				246,635,211	280,716,639	11.22
		トルコ合計		246,635,211	280,716,639	11.22
投資有価証券合計				2,016,070,080	2,391,171,198	95.55

(1) 額面価額は、証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

(c) 投資不動産明細表
該当事項はありません。

(d) その他投資資産明細表
該当事項はありません。

(e) 借入金明細表
該当事項はありません。

Statement of Net Assets
as at January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 2,016,070,080)</i>	2	2,391,171,198
Cash at bank		60,860,528
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	15	40,205,308
Accrued income		27,100,912
Total Assets		2,519,337,946
LIABILITIES		
Payable for repurchases		4,132,350
Accrued expenses	12	12,628,723
Total Liabilities		16,761,073
NET ASSETS		2,502,576,873

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
Class 201101 Units (in JPY)	10,091	248,002	2,502,576,873

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds		149,947,801
Total Income		149,947,801
EXPENSES		
Investment Adviser fees	7	11,873,419
Agent Company and Distributor fees	9, 10	8,898,503
Administration fees	8	2,966,818
Custodian fees	6	923,561
Correspondent bank fees		150,043
Bank charges		900,000
Trustee, Management Company and Marketing fees	3, 4, 5	15,445,187
Legal fees		1,101,451
Overseas registration fees		2,328,400
Out-of-pocket expenses		296,492
Professional fees		2,751,783
Other expenses		20,808
Total Expenses		47,656,465
NET INVESTMENT INCOME		102,291,336
Net realised profit on investments		254,090,874
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(486,492,672)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(232,401,798)
Change in net unrealised result on investments		(150,677,737)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		88,138,209
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(62,539,528)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(192,649,990)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets
for the year ended January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		3,707,924,534
NET INVESTMENT INCOME		102,291,336
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(232,401,798)
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		(62,539,528)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		(192,649,990)
Payments for repurchase of units		(935,025,531)
		(935,025,531)
Dividend paid to unitholders	13	(77,672,140)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		2,502,576,873

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended January 31, 2014
(Unaudited)

Class 201101 Units

Number of units outstanding at the beginning of the year	336,323
Number of units issued	0
Number of units repurchased	(88,321)
Number of units outstanding at the end of the year	248,002

Statistical Information
as at January 31, 2014
(Unaudited)

	2014	2013	2012
Net Assets at the end of the year (in JPY)	2,502,576,873	3,707,924,534	6,726,343,108
Class 201101 Units (in JPY)			
Net Assets at the end of the year	2,502,576,873	3,707,924,534	6,726,343,108
Net Asset Value per unit at the end of the year	10,091	11,025	10,395

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2014

Note 1 - Organisation

Nomura Emerging Bond Fund (the "Trust") was established as an open-ended unit trust by the Trust Deed dated November 12, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

Nomura Emerging Bond Fund Class 201101 Units (the "Class") should be terminated on January 31, 2018 (or, if such a date is not a Business Day, the preceding Business Day).

The Trust may be terminated pursuant to the Trust Deed including, without limitation, in the event that the Net Asset Value of the Trust falls below JPY1 billion at any time after the date of the first issue of Units and the Trustee and the Management Company after consultation with the Investment Adviser, so determine.

The investment objective of the Trust is to pursue the performance of its actively managed investment portfolio consisting mainly of Emerging Government Bonds and Japanese Government Bonds by using currency transactions, where relevant.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;

(b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service (in the case of bonds, being the latest available quoted price from an international pricing vendor at approximately 16:00 (CET));

(d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Adviser;

(e) short-term investments that have a remaining maturity of 60 calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first day prior to maturity;

(f) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued; and

(g) in relation to any other assets, the amount which the Management Company determines represents the fair value thereof as determined in accordance with the applicable generally accepted accounting principles or as otherwise determined in good faith by the Management Company. Values expressed in a currency other than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at the applicable exchange rate prevailing at approximately 10:00 (CET) on the relevant Business Day or such other rate as may be determined in good faith by the Management Company.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2014:

1 JPY = 0.00719 EUR

1 JPY = 0.00974 USD

HEDGING

The Investment Adviser, in respect of the Trust, enters into certain currency transactions. For the Trust, forward currency contracts ("Currency Transactions") are entered into for currency hedging by buying JPY forward against USD equal (to the extent possible) to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value under normal circumstances.

Although it is not possible to completely hedge the entire Net Asset Value of the Trust, the Investment Adviser intends under normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of USD exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a Class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of USD exposure of Net Asset Value, the Investment Adviser intends to make the above transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant Class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of USD exposure of Net Asset Value as described above.

By using forward currency contracts, the Trust may realise gains or suffer losses from the Currency Transactions. Generally, the gains or losses from forward currency contracts are dependent on the variation of interest rates between the two currencies concerned for the period of such forward currency contracts. It is expected that when the US Dollar interest rate is lower (higher) than that of JPY, the Trust will realise gains (losses) by entering into such Currency Transactions.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Trust.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 5 - Marketing fees

The Management Company is entitled to be paid a marketing fee of 0.50% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive a fee of 0.03% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

The Custodian is also reimbursed in JPY out of the assets of the Trust for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Trust.

Note 7 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is entitled to receive a fee of 0.40% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

The Investment Adviser is also reimbursed in JPY out of the assets of the Trust for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Adviser in respect of the Trust.

Note 8 - Administration fees

The Administrator is entitled to receive a fee of 0.10% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

The Administrator is also reimbursed in JPY out of the assets of the Trust for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator in respect of the Trust.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.10% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 10 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.20% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in JPY quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 11 - Redemption fees

For the Class Units that are repurchased prior to and including January 30, 2017, a repurchase fee equal to the percentage set out below of the issue price per Unit (JPY 10,000) is charged depending on the holding period.

Elapsed years from Closing Date	Percentage of fee per Unit (of Initial Offer Price)
2 years < 3 years (from 31/1/13 to 30/1/14)	2.00%
3 years < 4 years (from 31/1/14 to 30/1/15)	1.50%
4 years < 5 years (from 31/1/15 to 30/1/16)	1.00%
5 years < 6 years (from 31/1/16 to 30/1/17)	0.50%
6 years< (from 31/1/17 to 31/1/18)	0.00%

The amount of redemption fee per Unit is calculated on the relevant Dealing Day and is payable to the Management Company in JPY within 60 calendar days of the end of the quarter.

Note 12 - Accrued expenses

	JPY
Investment Adviser fees	2,639,326
Agent Company and Distributor fees	1,929,839
Administration fees	643,421
Custodian fees	193,266
Trustee, Management Company and Marketing fees	3,285,339
Out-of-pocket expenses	64,298
Professional fees	1,058,634
Redemption fees	2,814,600
Accrued expenses	<u>12,628,723</u>

Note 13 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Adviser and the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Trust and in proportion to the number of Units of a Class held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Trust.

The Management Company may make such distributions on 10th calendar day of January, April, July and October in each year.

For the year ended January 31, 2014, the Trust distributed a total amount of JPY 77,672,140.

Distributions were done to relevant class Unitholders in the following respective manner:

Class 201101 Units

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 11, 2013	April 17, 2013	70	21,654,360
July 11, 2013	July 18, 2013	70	20,127,030
October 11, 2013	October 18, 2013	70	18,457,250
January 14, 2014	January 20, 2014	70	17,433,500
			<u>77,672,140</u>

Note 14 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Trust may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains imposed on a gross basis.

Note 15 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at January 31, 2014, the Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used for currency hedging as explained in note 2:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain in JPY
JPY	2,483,292,000	USD	23,800,000	February 21, 2014	40,205,308
					<u>40,205,308</u>

Statement of Investments
as at January 31, 2014
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
BRAZIL					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,000,000	FED REP OF BRAZIL 4.875% 22/01/21	187,272,876	215,582,962	8.61
USD	700,000	FED REP OF BRAZIL 5.875% 15/01/19	63,691,514	80,226,824	3.21
			250,964,390	295,809,786	11.82
		Total BRAZIL	250,964,390	295,809,786	11.82
INDONESIA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,500,000	REP OF INDONES 3.75% 25/04/22	126,175,524	139,752,882	5.59
USD	1,050,000	REP OF INDONES 4.875% 05/05/21	90,939,545	106,984,573	4.27
			217,115,069	246,737,455	9.86
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	500,000	PERTAMINA 5.25% 23/05/21	40,118,575	49,137,397	1.96
			40,118,575	49,137,397	1.96
		Total INDONESIA	257,233,644	295,874,852	11.82
MALAYSIA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,400,000	PETRONAS CAP 7.875% 22/05/22	157,023,498	184,728,925	7.38
USD	1,100,000	PETRONAS CAP 5.25% 12/08/19	102,582,304	125,650,413	5.02
			259,605,802	310,379,338	12.40
		Total MALAYSIA	259,605,802	310,379,338	12.40
PHILIPPINES					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,100,000	REP OF PHILIPPINES 4% 15/01/21	182,744,887	223,680,005	8.94
USD	700,000	REP OF PHILIPPINES 6.5% 20/01/20	65,731,034	85,121,059	3.40
			248,475,921	308,801,064	12.34
		Total PHILIPPINES	248,475,921	308,801,064	12.34
POLAND					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,900,000	REP OF POLAND 5% 23/03/22	171,784,733	209,507,737	8.37
USD	800,000	REP OF POLAND 6.375% 15/07/19	80,499,849	96,229,314	3.85
			252,284,582	305,737,051	12.22
		Total POLAND	252,284,582	305,737,051	12.22
RUSSIAN FEDERATION					
GOVERNMENT BOND					

USD	200,000	RUSSIAN FED 5% 29/04/20	16,177,993	21,883,564	0.88
USD	200,000	RUSSIAN FED 4.5% 04/04/22	17,492,953	20,608,999	0.82
			33,670,946	42,492,563	1.70
OTHER BOND					
USD	3,000,000	RUSSIAN FED FRN 31/03/30	200,714,059	255,016,748	10.19
			200,714,059	255,016,748	10.19
		Total RUSSIAN FEDERATION	234,385,005	297,509,311	11.89
SOUTH AFRICA					
GOVERNMENT BOND					
USD	1,500,000	REP OF STH AFRICA 5.875% 30/05/22	147,943,475	163,229,432	6.52
USD	300,000	REP OF STH AFRICA 5.5% 09/03/20	28,412,254	32,551,768	1.30
			176,355,729	195,781,200	7.82
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,000,000	ESKOM HLDG 5.75% 26/01/21	90,129,796	100,561,957	4.02
			90,129,796	100,561,957	4.02
		Total SOUTH AFRICA	266,485,525	296,343,157	11.84
TURKEY					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,000,000	REP OF TURKEY 6.25% 26/09/22	191,439,736	212,997,367	8.51
USD	600,000	REP OF TURKEY 7% 11/03/19	55,195,475	67,719,272	2.71
			246,635,211	280,716,639	11.22
		Total TURKEY	246,635,211	280,716,639	11.22
Total Investments			2,016,070,080	2,391,171,198	95.55

⁽¹⁾ Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2013年 1 月31日現在終了年度】

【貸借対照表】

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

純資産計算書

2013年 1 月31日現在

(日本円で表示)

	注記	
資産		
投資有価証券 - 時価 (取得価額 : 3,100,271,966円)	2	3,626,050,821
銀行預金		127,018,988
未収収益		39,055,482
資産合計		3,792,125,291
負債		
為替先渡契約未実現損失	15	47,932,901
受益証券の買戻未払金		17,242,198
未払費用	12	19,025,658
負債合計		84,200,757
純資産		3,707,924,534
発行済受益証券数		336,323
1 口当りの純資産価格		11,025

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

運用計算書

2013年1月31日に終了した年度

（日本円で表示）

注記

収益

債券に係る利息		254,185,081
---------	--	-------------

収益合計		254,185,081
------	--	-------------

費用

投資顧問会社報酬	7	18,584,688
----------	---	------------

代行協会員報酬および販売会社報酬	9、10	13,928,155
------------------	------	------------

事務代行会社報酬	8	4,643,734
----------	---	-----------

保管会社報酬	6	1,394,854
--------	---	-----------

コルレス銀行報酬		204,103
----------	--	---------

銀行手数料		1,030,000
-------	--	-----------

受託会社、管理会社および販売管理報酬	3、4、5	24,175,477
--------------------	-------	------------

弁護士報酬		1,513,314
-------	--	-----------

海外登録費用		2,604,650
--------	--	-----------

立替実費		464,100
------	--	---------

専門家報酬		2,072,581
-------	--	-----------

費用合計		70,615,656
------	--	------------

純投資収益		183,569,425
-------	--	-------------

投資対象証券実現純利益		263,686,425
-------------	--	-------------

外貨および先渡為替契約に係る実現純損失		(696,123,135)
---------------------	--	---------------

当期実現純損失		(432,436,710)
---------	--	---------------

投資対象証券未実現純損益の変動		794,834,634
-----------------	--	-------------

先渡為替契約未実現純損益の変動		(114,281,035)
-----------------	--	---------------

当期末実現純利益		680,553,599
----------	--	-------------

運用の結果による純資産の純増加		431,686,314
-----------------	--	-------------

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド

財務書類に対する注記

2013年1月31日現在

注1 - 組織

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド（「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）の間で締結された2010年11月12日付信託証書により、オープン・エンド型の投資信託として設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠した投資信託である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンド - 201101受益証券（「クラス」）は、2018年1月31日（当該日がファンド営業日でない場合は、直前のファンド営業日）に終了する。

ファンドは、信託証書に基づき（受益証券の当初発行後、ファンド純資産総額が10億円を下回った場合で、受託会社および管理会社が、投資顧問会社と協議の上、決定した場合を含むが、これに限られない。）、終了することがある。

ファンドの投資目的は、主にエマージング国債および日本国債によって構成される投資ポートフォリオを積極的に運用し、為替ヘッジ取引（以下に定義する。）を必要に応じて利用することにより、パフォーマンスを追求することである。

受益者には、ファンドがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている証券は、当該取引所または市場において入手可能な直近の価格（取引価格または評価額）で評価される。証券が複数の証券取引所または市場において上場または取引されている場合は、当該証券の主たる市場である当該取引所またはその他の規制市場において入手可能な直近の終値または代表値を使用する。
- (b) 証券取引所に上場されておらず、規制市場でも取引されていない証券の場合、または上記(a)に基づいて決定された価格がその証券の公正価値を表さない場合は、入手可能な直近の市場価格で評価される。そのような市場価格が存在しない場合、またはその市場価格が当該証券の公正市場価値を表さない場合は、合理的に予測し得る売り値に基づいて、慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認識された値付業者による相場に基づき価格が決められる（債券の場合、16時頃（中央ヨーロッパ時間）において、国際的な値付業者によって値を付けられた入手可能な直近の価格とする。）。
- (d) 市場相場が直ちに入手できない証券またはその他の資産は、事務代行会社が採用する方法で、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて、誠実に決定された公正価値で評価される。
- (e) 満期日まで60暦日以下の短期投資対象は、償却原価法または満期日の61日前現在の市場価格と額面価格の差額の償却によって評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、経過利息を付した額面価格で評価される。

- (g) その他の資産に関しては、管理会社が適用ある一般会計原則に従って公正価格を表すと判断する価格、または管理会社が誠実に決定するその他の価格で評価される。日本円以外の通貨で表示される評価額は、当該ファンド営業日の10時頃（中央ヨーロッパ時間）における換算レートまたは管理会社が誠実に決定するその他のレートにより日本円に換算される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を日本円で記帳し、財務書類は日本円で表示される。日本円以外の通貨建て資産および負債は、年度末現在の適用為替レートで日本円に換算される。日本円以外の通貨建て収益および費用は、取引日の適正な為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨建て投資取引は、取引日の適用為替レートで日本円に換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資対象からの実現および未実現の損益（純額）に含まれる。

2013年1月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1円 = 0.00811ユーロ

1円 = 0.01100米ドル

為替ヘッジ

投資顧問会社は、ファンドに関して、一定の為替取引を行う。ファンドの為替ヘッジのため、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい額の日本円を米ドル売りの先渡取引で購入する為替先渡取引（「為替ヘッジ取引」）を行う。

ファンドの純資産総額のすべてを完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%～110%をヘッジする意向である。ポートフォリオの価値の変動、または受益証券のクラスの購入または買戻しの金額によっては、ヘッジ比率が、純資産総額のうち米ドルのエクスポージャーの90%を下回ったり、または110%を超えることがあり、その場合、投資顧問会社は、上記の取引を用いて、当該クラスの受益証券のヘッジ比率を当該範囲内（通常は純資産総額のうち米ドルのエクスポージャーの約100%）となるよう、ヘッジ比率を戻す意向である。

ファンドは、為替先渡契約を利用することで、為替ヘッジ取引の利益を得る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的に、為替先渡契約による利益または損失は、為替先渡契約期間中の2通貨間の金利差により決まる。米ドル金利が、日本円の金利よりも低い（高い）場合には、ファンドは、為替ヘッジ取引による利益（損失）の発生が見込まれる。

為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社の報酬

受託会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注4 - 管理会社の報酬

管理会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注5 - 販売管理報酬

管理会社には、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の販売管理報酬が支払われる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注 6 - 保管会社の報酬

保管会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.03%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

保管会社はまた、保管会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受ける。

注 7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受ける。

注 8 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

事務代行会社はまた、事務代行会社がファンドのために直接負担したすべての立替実費につき、ファンドの資産から日本円で支払を受ける。

注 9 - 代行協会の報酬

代行協会員は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注10 - 販売会社の報酬

販売会社は、各ファンド営業日におけるクラスに帰属するファンドの純資産総額の平均値の年率0.20%の報酬を受け取ることができる。

かかる報酬は、会計年度の四半期毎に、当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注11 - 買戻手数料

クラスの受益証券が2017年1月30日（当日を含む。）までに買戻される場合、その保有期間に応じて、1口当りの発行価格（10,000円）に対して以下の料率で買戻手数料が課される。

払込日からの経過年数	受益証券1口当りの (当初募集価格に対する)手数料率
1年以上2年未満（2012年1月31日から2013年1月30日まで）	2.50%
2年以上3年未満（2013年1月31日から2014年1月30日まで）	2.00%
3年以上4年未満（2014年1月31日から2015年1月30日まで）	1.50%
4年以上5年未満（2015年1月31日から2016年1月30日まで）	1.00%
5年以上6年未満（2016年1月31日から2017年1月30日まで）	0.50%
6年以上（2017年1月31日から2018年1月31日まで）	なし

受益証券1口当りの買戻手数料の金額は、該当する買戻日に計算され、管理会社に対して当該四半期の最終日から60暦日以内に日本円で支払われる。

注12 - 未払費用

	(日本円)
投資顧問会社報酬	3,869,764
代行協会員および販売会社報酬	2,900,182
事務代行会社報酬	966,938
保管会社報酬	290,439
受託会社、管理会社および販売管理報酬	5,033,868
立替実費	96,636
専門家報酬	1,047,331
買戻手数料	4,820,500
未払費用	<u>19,025,658</u>

注13 - 分配

管理会社は随時、投資顧問会社および受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者が保有するクラスの受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から分配を行うことができる。管理会社はまた、分配金を合理的な水準に維持するために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益または元本部分から分配を行うことができる。

管理会社は、毎年1月、4月、7月および10月の10暦日時点の受益者に対し、分配を行う予定である。

2013年1月31日に終了した年度に、ファンドは総額114,296,210円の分配を行った。

分配は、受益者に対して以下のとおり行われた。

201101受益証券

分配落日	決済日	受益証券 1 口当りの分配金 (日本円)	分配金総額 (日本円)
2012年 4 月11日	2012年 4 月17日	70	35,063,980
2012年 7 月11日	2012年 7 月18日	70	30,079,350
2012年10月11日	2012年10月17日	70	25,448,850
2013年 1 月11日	2013年 1 月18日	70	23,704,030
			114,296,210

注14 - 税金

ケイマン諸島政府は、現行の法律の下では、ファンドまたは受益者に対する分配または買戻代金の支払に適用される所得税、法人税、キャピタルゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税はない。ケイマン諸島は、ファンドに対してなされた支払またはファンドが行った支払に適用される二重課税防止協定をいかなる国とも締結していない。2013年 1 月31日現在、ケイマン諸島において為替管理は行われていない。

注15 - 為替先渡契約

2013年 1 月31日現在、注記 2 に記載された為替ヘッジのために、ファンドが締結している未決済の為替先渡契約は以下のとおりである。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	満期日	未実現損益 (日本円)
米ドル	1,700,000	日本円	150,705,000	2013年 2 月22日	3,856,579
日本円	3,812,250,000	米ドル	42,500,000	2013年 2 月22日	(51,789,480)
					<u>(47,932,901)</u>

Statement of Net Assets
as at January 31, 2013
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 3,100,271,966)</i>	2	3,626,050,821
Cash at bank		127,018,988
Accrued income		39,055,482
Total Assets		3,792,125,291
LIABILITIES		
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	15	47,932,901
Payable for repurchases		17,242,198
Accrued expenses	12	19,025,658
Total Liabilities		84,200,757
NET ASSETS		3,707,924,534
Number of Units Outstanding		336,323
Net Asset Value per Unit		11,025

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations
for the year ended January 31, 2013
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds		254,185,081
Total Income		254,185,081
EXPENSES		
Investment Adviser fees	7	18,584,688
Agent Company and Distributor fees	9, 10	13,928,155
Administration fees	8	4,643,734
Custodian fees	6	1,394,854
Correspondent bank fees		204,103
Bank charges		1,030,000
Trustee, Management Company and Marketing fees	3, 4, 5	24,175,477
Legal fees		1,513,314
Overseas registration fees		2,604,650
Out-of-pocket expenses		464,100
Professional fees		2,072,581
Total Expenses		70,615,656
NET INVESTMENT INCOME		183,569,425
Net realised profit on investments		263,686,425
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(696,123,135)
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		(432,436,710)
Change in net unrealised result on investments		794,834,634
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(114,281,035)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		680,553,599
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		431,686,314

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements as at January 31, 2013

Note 1 - Organisation

Nomura Emerging Bond Fund (the "Trust") was established as an open-ended unit trust by the Trust Deed dated November 12, 2010 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and Global Funds Management S.A. (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Trustee is a trust company duly incorporated, validly existing and licensed to undertake trust business pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (Revised) of the Cayman Islands, and the Management Company is a Luxembourg company.

Nomura Emerging Bond Fund Class 201101 Units (the "Class") should be terminated on January 31, 2018 (or, if such a date is not a Business Day, the preceding Business Day)

The Trust may be terminated pursuant to the Trust Deed including, without limitation, in the event that the Net Asset Value of the Trust falls below JPY1 billion at any time after the date of the first issue of Units and the Trustee and the Management Company after consultation with the Investment Adviser, so determine.

The investment objective of the Trust is to pursue the performance of its actively managed investment portfolio consisting mainly of Emerging Government Bonds and Japanese Government Bonds by using Currency Hedging Transactions (as defined below), where relevant.

Unitholders should be aware that the Trust is not a Luxembourg fund, and that therefore it is neither subject to Luxembourg law, nor subject to supervision by any Luxembourg supervisory authority.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS IN SECURITIES

(a) securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price (traded or evaluated) on such exchange or market. If a security is listed or traded on several stock exchanges or markets, the last available closing price on the stock exchange or any other regulated market which constitutes the main market for such securities, or most representative value is used;

(b) securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market, or securities for which the price determined under (a) above is not representative of their fair value, are valued at their last available market price; if there is no such market price, or if such market price is not representative of the securities' fair market value, they are valued prudently and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;

(c) investments may be priced on the basis of quotations from an internationally recognised pricing service (in the case of bonds, being the latest available quoted price from an international pricing vendor at approximately 16:00 (CET));

(d) securities or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Administrator, with advice from the Management Company and the Investment Adviser;

(e) short-term investments that have a remaining maturity of 60 calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first day prior to maturity;

(f) cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued; and

(g) in relation to any other assets, the amount which the Management Company determines represents the fair value thereof as determined in accordance with the applicable generally accepted accounting principles or as otherwise determined in good faith by the Management Company. Values expressed in a currency other than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at the applicable exchange rate prevailing at approximately 10:00 (CET) on the relevant Business Day or such other rate as may be determined in good faith by the Management Company.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Trust maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at January 31, 2013:

1 JPY = 0.00811 EUR

1 JPY = 0.01100 USD

HEDGING

The Investment Adviser, in respect of the Trust, enters into certain currency transactions. For the Trust, forward currency contracts ("Currency Transactions") are entered into for currency hedging by buying JPY forward against USD equal (to the extent possible) to approximately 100% of USD exposure of the Net Asset Value under normal circumstances.

Although it is not possible to completely hedge the entire Net Asset Value of the Trust, the Investment adviser intends under normal circumstances to hedge not less than 90% and not more than 110% of USD exposure of the Net Asset Value. Whenever changes in the value of the portfolio or in the level of subscriptions for, or repurchases of, a Class of Units may cause the hedging coverage to fall below 90% or exceed 110% of USD exposure of Net Asset Value, the Investment adviser intends to make the above transactions in order to bring the hedging coverage of the relevant Class of Units within those percentages, normally to approximately 100% of USD exposure of Net Asset Value as described above.

By using forward currency contracts, the Trust may realise gains or suffer losses from the Currency Transactions. Generally, the gains or losses from forward currency contracts are dependent on the variation of interest rates between the two currencies concerned for the period of such forward currency contracts. It is expected that when the US Dollar interest rate is lower (higher) than that of JPY, the Trust will realise gains (losses) by entering into such Currency Transactions.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

Note 3 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day and all direct out-of-pocket expenses incurred by the Trustee on behalf of the Trust.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 4 - Management Company fees

The Management Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 5 - Marketing fees

The Management Company is entitled to be paid a marketing fee of 0.50% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 6 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive a fee of 0.03% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

The Custodian is also reimbursed in Japanese Yen out of the assets of the Trust for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Custodian in respect of the Trust.

Note 7 - Investment Adviser fees

The Investment Adviser is entitled to receive a fee of 0.40% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

The Investment Adviser is also reimbursed in Japanese Yen out of the assets of the Trust for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Investment Adviser in respect of the Trust.

Note 8 - Administration fees

The Administrator is entitled to receive a fee of 0.10% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

The Administrator is also reimbursed in Japanese Yen out of the assets of the Trust for all direct out-of-pocket expenses incurred by the Administrator in respect of the Trust.

Note 9 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive a fee of 0.10% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 10 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive a fee of 0.20% per annum of the average of the Net Asset Value of the Trust attributable to the Class on each Business Day.

This fee is payable in Japanese Yen quarterly in arrears on a fiscal year basis within 60 calendar days of the end of the relevant quarter.

Note 11 - Redemption fees

For the Class Units that are repurchased prior to and including 30 January 2017, a repurchase fee equal to the percentage set out below of the issue price per Unit (JPY 10,000) is charged depending on the holding period.

Elapsed years from Closing Date	Percentage of fee per Unit (of Initial Offer Price)
1 year < 2 years (from 31/1/12 to 30/1/13)	2.50%
2 years < 3 years (from 31/1/13 to 30/1/14)	2.00%
3 years < 4 years (from 31/1/14 to 30/1/15)	1.50%
4 years < 5 years (from 31/1/15 to 30/1/16)	1.00%
5 years < 6 years (from 31/1/16 to 30/1/17)	0.50%
6 years< (from 31/1/17 to 31/1/18)	0.00%

The amount of redemption fee per Unit is calculated on the relevant Dealing Day and is payable to the Management Company in Japanese Yen within 60 calendar days of the end of the quarter.

Note 12 - Accrued expenses

	JPY
Investment Adviser fees	3,869,764
Agent Company and Distributor fees	2,900,182
Administration fees	966,938
Custodian fees	290,439
Trustee, Management Company and Marketing fees	5,033,868
Out-of-pocket expenses	96,636
Professional fees	1,047,331
Redemption fees	4,820,500
Accrued expenses	<u>19,025,658</u>

Note 13 - Distributions

The Management Company may from time to time, after consultation with the Investment Adviser and the Trustee, make such distributions to Unitholders as it may determine out of the investment income of the Trust available for distribution as well as out of net realised capital gains of the Trust and in proportion to the number of Units of a Class held by each Unitholder. The Management Company, after consultation with the Investment Adviser, may also, if it considers it necessary in order to maintain a reasonable level of distributions, determine to make distributions out of unrealised capital gains or capital of the Trust.

The Management Company may make such distributions on 10th calendar day of January, April, July and October in each year.

For the year ended January 31, 2013, the Trust distributed a total amount of JPY 114,296,210.

Distributions were done to Unitholders in the following respective manner:

Class 201101 Units

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit JPY	Total Dividend JPY
April 11, 2012	April 17, 2012	70	35,063,980
July 11, 2012	July 18, 2012	70	30,079,350
October 11, 2012	October 17, 2012	70	25,448,850
January 11, 2013	January 18, 2013	70	23,704,030
			<u>114,296,210</u>

Note 14 - Taxation

The Government of the Cayman Islands, does not, under existing legislation, impose any income, corporate or capital gains tax, estate duty, inheritance tax, gift tax or withholding tax applicable to distributions or the payment of repurchase proceeds upon the Trust or the Unitholders. The Cayman Islands are not party to a double tax treaty with any country that is applicable to any payments made to or by the Trust. There are no exchange controls in the Cayman Islands at the date of these financial statements.

Note 15 - Forward Foreign Exchange Contracts

As at January 31, 2013, the Trust had the following open forward foreign exchange contracts which were used for currency hedging as explained in note 2.

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
USD	1,700,000	JPY	150,705,000	February 22, 2013	3,856,579
JPY	3,812,250,000	USD	42,500,000	February 22, 2013	(51,789,480)
					(47,932,901)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2014年6月末日現在)

	円（ を除きます。 ）
資産総額	2,382,101,633
負債総額	16,842,701
純資産総額（ - ）	2,365,258,932
発行済口数	224,860
1口当り純資産価格（ / ）	10,519

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照ください。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、信託証書第30条に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、信託証書第34条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、信託証書第35条に基づき、管理会社を解任する場合、信託証書第36条に基づき、ファンドの他の法域への移動を承認する場合、または信託証書第39条に基づき、信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。

受益者がファンドおよび受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は受益者名簿に登録されていないため、自らファンドおよび受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約5,216万円）で、2014年5月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約348万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選可能です。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選出するものとします。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

死亡、辞任、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残りの取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するために、多数決により他の者を選任することができます。

いかなる会議においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会または取締役会は他の取締役を、また株主総会の場合は取締役以外の他の者であっても、当該会議の出席者の多数決で、暫定的議長として選任することができます。

さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。具体的には、取締役会は、2013年法第7条の要件に基づき、管理会社の業務を効率的に遂行するために少なくとも2名の役員（以下「業務執行役員」といいます。）を任命します。

そのような任命は、取締役会がいつでも取り消すことができます。業務執行役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しません。任命された業務執行役員は、定款に規定されない限り、取締役会から付与された権限および義務を有します。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあってなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、口頭または書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスもしくは証明可能なその他の電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、本人確認が可能な電話会議またはテレビ会議により取締役会に出席することができます。かかる通信手段は、取締役会に有効に参加することを確保する技術的要件を満たすものとし、取締役会の審議は中断されることなくネットワークに接続されるものとします。かかる通信手段により離れた場所で開催された取締役会は、管理会社の登記上の事務所において開催されたとみなされるものとします。

取締役会は、取締役の半数が出席または他の取締役により代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。本人確認が可能なテレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に参加する取締役は、定足数および過半数の計算においては出席とみなされるものとします。

すべての取締役が参加する電話会議は、すべての取締役の合意により、前述の他の規定に基づき適法に開催された取締役会とみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグの国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。かかる決議の日付は、最後に署名がなされた日とします。かかる書類は全体で決議を証明する議事録を構成します。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。ただし、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個人の行為によって管理会社を拘束することはできません。

法律または管理会社の定款により株主総会に明示的に留保されていないすべての権限は、取締役会の権限内にあるものとします。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行い、かつ管理会社の経営方針および目的を促進するための行為をなす権限を管理会社の業務執行役員に委任することができます。

管理会社は、2名の取締役の共同の署名または取締役会によりかかる権限が委任された他の者の自署により拘束されます。

(3) 役員および従業員の状況

(2014年5月末日現在)

氏名	管理会社役職名	その他の兼職
増田真一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 デピュティ・ジェネラル・マネジャー
中野隆幸	取締役	野村證券株式会社 商品企画部 課長
池畠賢治	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、 チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー
ジャンフランソワ・カプラス (Jean-François Caprasse)	取締役兼 コンダクティング・ オフィサー	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー、 取締役
アラン・フレデリック・ クラチェット (Alan Frederick Crutchett)	取締役	-
アーンスト・アンド・ヤング ・ソシエテ・アノニム (Ernst & Young Société Anonyme)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) 2014年5月末日現在、管理会社の従業員は6名です。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2014年5月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。

(2014年5月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,720,540,496.72米ドル
		1	332,182,466.90ユーロ
		2	2,877,146,193.65豪ドル
		1	135,348,524.34カナダドル
		1	686,120,611.86ニュージーランドドル
		1	78,206,987.18英ポンド

ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,765,582,469.73米ドル
		7	69,825,375.92ユーロ
		3	23,500,211.87英ポンド
		5	358,713,936.71ニュージーランドドル
		13	587,854,723,345円
		4	50,559,948.44カナダドル
		7	900,799,595.57豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	29	46,293,602,020円
		7	888,638,024.17豪ドル
		20	1,312,446,938.16米ドル
		1	20,143,797.18ユーロ
		3	265,866,627.46ニュージーランドドル
		1	351,274,111.77南アフリカ・ランド

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの勘定での受益証券の独占発行権を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の管理会社を任命できなかった場合、受託会社はファンドを終了することができます。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

管理会社は辞任または解任後も、ファンドの管理者として行為した期間中については、当該管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償、権限、特権およびファンドに対する償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム¹の監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2014年7月3日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝139.09円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2014年３月31日現在

（ユーロで表示）

	注記	2014年 3 月31日		2013年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融固定資産					
- 固定資産として保有される有価証券	3	—	—	710,111	98,769
流動資産					
債権					
- 1 年以内期限到来売上債権		432,756	60,192	364,956	50,762
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金	12	7,788,467	1,083,298	5,609,156	780,178
		8,221,223	1,143,490	5,974,112	830,939
前払費用		29,489	4,102	—	—
資産合計		8,250,712	1,147,592	6,684,223	929,709
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	4	375,000	52,159	375,000	52,159
準備金					
- 法定準備金	5	37,500	5,216	37,500	5,216
- その他準備金	5	1,290,000	179,426	1,435,000	199,594
繰越利益	5	3,899,759	542,417	2,620,869	364,537
当期利益	5	1,196,177	166,376	1,133,890	157,713
		6,798,436	945,594	5,602,259	779,218
引当金					
納税引当金	6	1,222,740	170,071	1,055,121	146,757
その他引当金	11	—	—	3,047	424
		1,222,740	170,071	1,058,168	147,181
非劣後債務					
税金および社会保障債務		23,235	3,232	—	—
1 年以内期限到来その他債務	7	206,301	28,694	23,796	3,310
		229,536	31,926	23,796	3,310

負債合計

8,250,712

1,147,592

6,684,223

929,709

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2014年３月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2014年 3 月31日終了年度		2013年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用		242,513	33,731	333,462	46,381
人件費					
- 給与および賃金	10	757,768	105,398	—	—
- 給与および賃金にかかる 社会保障費	10	67,087	9,331	—	—
その他営業費用		10,417	1,449	—	—
利息およびその他金融費用					
- 関連事業に関する金額	8	—	—	32,322	4,496
所得税	6	167,619	23,314	160,036	22,259
当期利益		1,196,177	166,376	1,133,890	157,713
費用合計		2,441,581	339,600	1,659,710	230,849
収益					
純売上高	1	2,275,971	316,565	1,563,440	217,459
その他営業収益	3	88,860	12,360	70,821	9,850
金融固定資産からの収益	9	48,163	6,699	25,449	3,540
その他利息およびその他金融 収益					
- 関連事業から派生する金額	8、12	28,587	3,976	—	—
収益合計		2,441,581	339,600	1,659,710	230,849

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2014年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）で記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。年度末現在で固定資産として保有される有価証券は、取得価額または時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク特性を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	798,971
期中取得額	—
期中処分額	(798,971)
期末現在	—
評価調整	
期首現在累積評価調整	(88,860)
期末現在評価調整 ⁽¹⁾	88,860
期末現在累積評価調整	—
期末現在純評価額	—
期末現在市場価格	—

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

2014年3月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券は、当事業年度中にすべて処分された。

注 4 - 払込済資本金

2014年3月31日および2013年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2013年3月31日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869
前期の利益	—	—	1,133,890
資産税準備金の純取崩し	—	(260,000)	260,000
資産税準備金	—	115,000	(115,000)
配当金	—	—	—
2014年3月31日現在残高	37,500	1,290,000	3,899,759

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2014年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,290,000ユーロであり、これは、2008年から2013年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2013年5月14日に行われた年次総会により、2007年の資産税準備金の全額である260,000ユーロが取り崩され、2013年度の資産税準備金として115,000ユーロが計上された。

注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注7 - その他債務

2014年3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬、給与に関する積立金ならびに法律顧問報酬で構成されていた。

2013年3月31日現在、その他債務は、未払いの監査報酬および税務顧問報酬で構成されていた。

注8 - 利息およびその他金融費用ならびにその他利息およびその他金融収益

	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	25,540	(30,380)
派生商品および為替契約に係る未実現利益 / (損失) の純変動	3,047	(1,942)
	28,587	(32,322)

注9 - 金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2014年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2013年3月31日 終了年度 (ユーロ)
金融固定資産に係る実現純利益	47,902	—
受取配当金	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

注10 - スタッフ

2014年3月31日現在、当社の従業員は6名である。

当社には、2013年3月31日に終了した年度中に従業員はいなかった。

注11 - その他引当金

2014年3月31日現在、「その他引当金」残高も未決済為替先渡契約も存在しなかった。

2013年3月31日現在、「その他引当金」は為替先渡契約に係る未実現損失であり、詳細は以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	評価額 (ユーロ)
ユーロ	460,353	米ドル	592,773	2013年6月28日	(2,670)
ユーロ	65,725	日本円	7,955,390	2013年6月28日	(377)
					<u>(3,047)</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2014年3月31日および2013年3月31日に終了した事業年度に利息は生じなかった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2014年3月31日現在、約15,250百万ユーロである（2013年：17,075百万ユーロ）。

注14 - 後発事象

2014年4月23日に、当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーから無期限の保証状を受領している。当該保証状によりノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、当社がオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法の第8条第3項に規定される自己資本規制を遵守するために必要である場合に、2.5百万ユーロを限度として加算金を支払うことを保証している。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2014
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2014	March 31, 2013
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial fixed assets			
- Securities held as fixed assets	3	---	710,111
CURRENT ASSETS			
Debtors			
- Trade receivables becoming due and payable within one year		432,756	364,956
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand	12	7,788,467	5,609,156
		8,221,223	5,974,112
PREPAYMENTS		29,489	---
TOTAL ASSETS		8,250,712	6,684,223
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	4	375,000	375,000
Reserves			
- Legal reserve	5	37,500	37,500
- Other reserves	5	1,290,000	1,435,000
Profit brought forward	5	3,899,759	2,620,869
Profit for the financial year	5	1,196,177	1,133,890
		6,798,436	5,602,259
PROVISIONS			
Provision for taxation	6	1,222,740	1,055,121
Other provisions	11	---	3,047
		1,222,740	1,058,168
NON SUBORDINATED DEBTS			
Tax and social security debts		23,235	---
Other creditors becoming due and payable within one year	7	206,301	23,796
		229,536	23,796
TOTAL LIABILITIES		8,250,712	6,684,223

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2014
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
CHARGES			
Other external charges		242,513	333,462
Staff costs			
- Salaries and wages	10	757,768	---
- Social security on salaries and wages	10	67,087	---
Other operating charges		10,417	---
Interest and other financial charges			
- concerning affiliated undertakings	8	---	32,322
Income taxes	6	167,619	160,036
Profit for the financial year		1,196,177	1,133,890
TOTAL CHARGES		<u>2,441,581</u>	<u>1,659,710</u>
INCOME			
Net turnover	1	2,275,971	1,563,440
Other operating income	3	88,860	70,821
Income from financial fixed assets	9	48,163	25,449
Other interest and other financial income			
- derived from affiliated undertakings	8, 12	28,587	---
TOTAL INCOME		<u>2,441,581</u>	<u>1,659,710</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2014

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with the Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on 14 February 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 – Securities held as fixed assets

Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	798,971
acquisitions during the year	---
disposals during the year	(798,971)
at the end of the year	---
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(88,860)
Value adjustments at the end of the year ⁽¹⁾	88,860
cumulated value adjustments at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

During the year ended March 31, 2014, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. All securities held as fixed assets were fully disposed of during the year under review.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2014 and 2013, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2013	37,500	1,435,000	2,620,869
Previous year 's profit	---	---	1,133,890
Net release of net worth tax reserve	---	(260,000)	260,000
Net worth tax reserve	---	115,000	(115,000)
Dividends	---	---	---
Balance as at March 31, 2014	37,500	1,290,000	3,899,759

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with paragraph 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2014, the non-distributable reserve amounted EUR 1,290,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2008 to 2013.

As per Annual General Meeting held on May 14, 2013, the 2007 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 260,000 while a net worth tax reserve of EUR 115,000 was constituted for 2013.

Note 6 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 – Other creditors

As at March 31, 2014, other creditors consisted of audit and tax advisers fees, salary related contributions and legal advisers fees payable.

As at March 31, 2013, other creditors consisted of audit and tax advisers fees payable.

Note 8 – Interest and other financial charges and Other interest and other financial income

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	25,540	(30,380)
Net change in unrealised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	3,047	(1,942)
	<u>28,587</u>	<u>(32,322)</u>

Note 9 – Income from financial fixed assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year ended March 31, 2014</i>	<i>Year ended March 31, 2013</i>
Net realised gain on financial fixed assets	47,902	---
Dividend received	261	25,449
	<u>48,163</u>	<u>25,449</u>

Note 10 – Staff

The Company has 6 employees as of March 31, 2014.

The Company did not have any employees during the year ended March 31, 2013.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2014, there were no “Other provisions” balance nor any open forward foreign exchange contracts.

As at March 31, 2013, “Other provisions” consisted in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	460,353	USD	592,773	June 28, 2013	(2,670)
EUR	65,725	JPY	7,955,390	June 28, 2013	(377)
					<u>(3,047)</u>

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded no interest for the years ended March 31, 2014 and 2013. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,250 million as at March 31, 2014 (2013: EUR 17,075 million).

Note 14 – Subsequent event

On 23 April 2014, the Company has received a guarantee letter from Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an unlimited duration whereas Nomura Bank (Luxembourg) S.A. guarantees to pay any additional amount, limited to EUR 2.5 million, that the Company will need to comply with the capital requirements defined as per article 8 (3) of the law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers.

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば受託会社、管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2010年法の第16章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

(Global Funds Trust Company)

資本金の額

2014年6月末日現在、500,000ユーロ（約6,955万円）（払込済株式資本）

事業の内容

受託会社は、1998年2月27日、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の当局から得ています。

(2)保管会社および事務代行会社

名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

資本金の額

2014年6月末日現在、28,000,000ユーロ（約38億9,452万円）

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年2月2日に公開有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3)販売会社および代行協会員

名称

野村證券株式会社

資本金の額

2014年6月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2014年6月末日現在、日本国内に160の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4)投資顧問会社

名称

野村アセットマネジメント株式会社

資本金の額

2014年4月1日現在、171億8,035万円

事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本において先駆的な投資顧問会社であり、野村グループの持株会社である、野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、野村證券投資信託委託株式会社（1959年設立）および野村投資顧問株式会社（1981年設立）との合併を通じて、1997年10月に設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、直接またはその海外子会社を通じて、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。野村アセットマネジメント株式会社は、日本の金融庁の規制下にあります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2011年改訂済）第5(2)条および別紙4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、義務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関連会社を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督する義務を負いますが、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および義務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる法的措置、手続、債務、費用、請求、損害、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った法的措置、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求には適用されません。受託会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託会社の任命後のみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったときで、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の受託会社を選定することができない場合、受託会社は、後任の受託会社を任命するため、受益者の会議を招集します。当該会議にて後任の受託会社を任命できなかった場合、受託会社はファンドを終了することができます。受益者は、随時、受託会社を解任し後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任後も、ファンドの受託者として行為した期間中については、当該受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還請求権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還請求権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

受託会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者 から修正の承認を得るものとします。

この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグの法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、1990年2月2日に設立されました。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全に保管するために保管会社が適当とみなすその他の方法により自己または自己の指図により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの勘定で随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、かかる方法で受領したすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ授權された投資をファンドの勘定で行うため、およびその他保管契約に定める一定の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管会社

は、保管契約に基づき、投資顧問会社により要求および指示された場合、為替取引を実行する場合があります。

保管会社は、保管契約に基づいてファンドに関するその義務を遂行するにあたり、保管会社、副保管会社もしくは保管会社が任命した代理人の故意による不履行、詐欺または過失によらない作為もしくは不作為がない場合、保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の義務の履行によって受託会社またはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは損害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに関するその義務を遂行するにあたり、保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類または性質の一切の支出（保管会社、副保管会社または保管会社が任命した代理人の故意による不履行、詐欺または過失によるものを除きます。）について、ファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務（会計、純資産評価サービスならびに受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは損害について、その従業員または代理人に故意による不履行、詐欺または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の、もしくはその従業員もしくは代理人の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務または義務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による義務または責務の遂行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意し、販売会社は、日本において受益証券を販売しました。

代行協会員契約に基づき、代行協会員は、規則（その後の改正を含みます。）に規定される日本における代行協会員としての資格において、以下の業務を遂行します。

- (a) 適用ある日本の法令またはJSDAの規則に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。
- (b) 受益証券1口当たり純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの規則に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国証券の取引に関する規則に基づく選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随または必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

代行協会員契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会員がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会員は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

(4) 投資顧問会社

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、投資顧問契約の条項ならびに本書に記載されたファンドの投資目的、投資方針および投資制限に従って、ファンドの資産に関して投資判断をし、為替ヘッジ取引を企画および実行します。投資顧問契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日以上前の書面による通知を行った場合または同契約に定められたその他の場合に解約されます。

投資顧問契約に基づき、投資顧問会社は、その責務または義務の全部または一部の遂行のため、副投資顧問会社、名義人、代理人または受任者（以下「副投資顧問」といいます。）を任命することができます。投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもってかかる任命を行い、当該副投資顧問の行為を監督するものとしませんが、かかる義務の履行において投資顧問会社に故意の不履行、詐欺または過失がない場合、投資顧問会社は、かかる副投資顧問の作為および不作為について管理会社に対して責任を負わず、投資顧問契約の条項に従ってファンドの資産から補償を受けるものとします。

投資顧問会社は、適切な配慮および努力をもって、投資顧問契約に基づく義務を遂行します。投資顧問会社、その取締役または役員に詐欺、故意の不履行または過失がない場合、投資顧問会社は、投資顧問会社、当該取締役、役員または副投資顧問による義務の遂行における作為または不作為について責任を負わないものとします。投資顧問会社は、ファンドに関するその義務を遂行するにあたり、投資顧問会社に対して課され、発生または主張され得る法的措置、費用、請求、損害、経費または要求（投資顧問会社、その取締役または役員の故意による不履行、詐欺または過失による作為または不作為に起因する法的措置、費用、請求、損害、経費または要求を除きます。）に関し、ファンドの資産から補償を受けます。

管理会社は、投資顧問会社の任命後も、投資顧問会社による、投資顧問契約に基づき投資顧問会社に委託した義務の遂行について、引き続き常に責任を負うものとします。

3【資本関係】

管理会社の株式の100%を、保管会社・事務代行会社が保有しています。この他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2013年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2013年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2007年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2013年12月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約11,379であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2013年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2013年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判を得た者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料お

よび年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - (iii) 投資信託が「マスター・ファンド」（ミューチュアル・ファンド法に定義される。）であり、かつ
 - (A) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) 上記(i)および(ii)の類型に該当する投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF1）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記(iii)の類型に該当する「マスター・ファンド」の場合には、販売書類が存在しない場合は、かかるマスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF4）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ゼネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延期することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信

託に対して主たる事務所を提供し、または(会社がユニット・トラストかにより)受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合または第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制(2013年改訂済)または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー(場合による)の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改正)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者

の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 発行される株式は、額面株式または無額面株式である（ただし、いずれか一方とする。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に一定の期間内に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2013年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。

(g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

(a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免税リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加するなどの場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法律上の義務(パートナーシップ契約においてこれと異なる規定がある場合はそれに従う)を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を遵守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) リミテッド・パートナーの氏名および住所、リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに参加する日付ならびにリミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップを終了する日付の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている住所における登録事務所に、記録を維持する。

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所に保管されている場合、税務情報局法(2013年改正)に基づき税務情報局により命令または通知が送達された時点で、当該登録事務所において電子形態またはその他の媒体でリミテッド・パートナーの登録簿を入手することができるようにする。

(v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびにかかる出資金の返金額および返金日を記載した記録を(ゼネラル・パートナーが決定する国または領域において)維持する。

(vi) 有効な通知が交付された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所において維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間を上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が、その投資者もしくは債権者にとって不利益となる方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 業務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告を行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止しまたはファンドが解散に付されもしくはは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)(管理投資信託)もしくは第4条第3項(第4条第3項投資信託)に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは合理的に考えて知るべきである場合には、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグラントコートに申立をすることができ、グラントコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が解散に付されもしくは終了しているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主たる事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の業務に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グラントコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の業務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨を行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する業務を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグラントコートにより解散されるようにグラントコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまったとCIMAが認める場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2013年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 CIMAではない以下の者が解散の申立をなした場合
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許を受けた投資信託管理者
 - (c) 常に規制投資信託である者
 - (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者
- CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立に係る審尋に出頭することができる。
- 9.2 解散の申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

- (b) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して検索すること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する業務。
- (c) 投資信託管理者に関する業務。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改正）または2008年犯罪収益法および薬物濫用法（2010年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の不法行為責任が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

民事上の不法行為責任は、事実の欺罔的不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しても生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、契約解除に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたると考えられるため、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を発生せしめないと考えられるが、現存の事実の表明となる方法で文言が作成され、それが誤りである場合には、不実の表明となりうる。

11.5 契約責任

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に對し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンド(または受託会社)は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改正)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の業務について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面に発行しまたは発行に同調する場合、その者は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、その者が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2009年改正)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 解散

13.1 会社

会社の解散は、会社法（2013年改正）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。解散は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、2014年免税リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に従い清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを清算する責任を負っている。パートナーシップの清算後、ゼネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免税リミテッド・パートナーシップ登記官宛に解散届を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島における投資信託に対してまたはケイマン諸島における投資信託により行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含む。）（以下合わせて「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法（2013年改正）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2013年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「インベストメント・アドバイザー」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関して投資運用業務を提供するために、当該投資信託によりまたはこれを代理して任命された事業体をいうが、かかる事業体により任命された副インベストメント・アドバイザーは含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2011年改訂済）別紙2第3項に記載される活動が含まれる。
- (b) インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）の事前の承認を得なければならない。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければならない。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載された投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 現在、本規則は、一般投資家向け投資信託のインベストメント・アドバイザーが、ユニット・トラストまたは会社のいずれに対して助言を行っているかを区別している。これは、この区別に応じて、インベストメント・アドバイザーに対して異なる投資制限が適用されるためである。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合において、本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーがかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 当該一般投資家向け投資信託を代理して空売りを行うすべての証券の総額が当該投資信託の純資産総額を超える場合、このような証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託を代理して行う借入の総額が当該投資信託の純資産総額の10%を超える場合、このような借入を行ってはならない。ただし、(A)特殊な状況（一般投資家向け投資信託が他の投資信託、投資ファンドまたは他の種類の投資信託スキームと合併される場合を含むがこれに限定されない。）において、12ヶ月を超えない期間については、本項における借入制限を超過することができ、また(B)(1)一般投資家向け投資信託の目的がその証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産（不動産に対する権利を含む。）に投資することにある場合で、かつ(2)当該投資信託の資産の健全な運用の確保または当該投資信託の投資者の権利保護のためにかかる制限を超過する借入が必要であるとインベストメント・アドバイザーが判断する場合においては、本項における借入制限を超過することができる。
 - (iii) 投資会社ではないある会社の株式に関して、インベストメント・アドバイザーが運営するすべての投資信託の投資分とあわせて、かかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (iv) 証券取引所に上場されていない、または現金化が容易でない投資の場合、一般投資家向け投資信託の保有するかかる投資の総額がその純資産総額の15%を超える投資を行ってはならない。ただし、かかる投資対象の評価方法が当該投資信託の目論見書に明確に開示されている場合、インベストメント・アドバイザーによる当該投資対象の取得は制限されない。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。

- (vi) インベストメント・アドバイザー自身またはインベストメント・アドバイザーの取締役を相手に取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合において、本規則第21条(5)項はインベストメント・アドバイザーがかかる会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 投資会社ではないある会社の株式に関して、当該一般投資家向け投資信託の投資分がかかる会社の議決権付発行済株式総数の50%超を所有することになるような株式の取得を行ってはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託により発行された証券を取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資者の権利を害する取引または一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に反する取引（インベストメント・アドバイザーまたは当該投資信託の投資者以外の第三者の利益を図るための取引を含むがこれに限定されない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項において、会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者が以下のいずれかに該当する場合、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項は、一般投資家向け投資信託を代理するインベストメント・アドバイザーがかかる会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたは他の者の株式、証券、権利またはその他の投資持分の一部または全部を取得することを妨げるものではない旨が規定されている。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたは他の種類の投資信託スキームである場合。
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンドまたは会社もしくは事業体からなる他の類似の構造もしくはグループの一部である場合。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略の一部または全部を直接的に推進する特別目的事業体である場合。
- (h) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手順および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手順および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」

- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2013年7月31日	有価証券報告書（第2期）
2013年10月31日	半期報告書（第3期中）

第5【その他】

記載すべき事項はありません。

独立監査人の報告書

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンドの受託会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー御中

我々は、ノムラ・エマージング・ボンド・ファンドの2014年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、注記、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・エマージング・ボンド・ファンドの2014年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2014年5月27日

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To Global Funds Trust Company solely in its capacity as trustee of Nomura Emerging Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Emerging Bond Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at January 31, 2014, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management ' s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Emerging Bond Fund as at January 31, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

May 27, 2014

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

ノムラ・エマージング・ボンド・ファンドの受益者各位

我々は、ノムラ・エマージング・ボンド・ファンドの2013年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書、注記、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関して責任を負い、また、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営陣が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を監査人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および経営陣によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ノムラ・エマージング・ボンド・ファンドの2013年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動計算書について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

2013年5月24日

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the unitholders of Nomura Emerging Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Emerging Bond Fund, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at January 31, 2013, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management ' s Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Emerging Bond Fund as at January 31, 2013, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

May 24, 2013

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2014年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

シルヴィ・テスト

2014年6月4日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2014 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2014, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, 4 June, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2013年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2013年6月3日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33 rue de Gasperich-Buiding A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2013 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2013, and of the results of its operations for the year then ended in

accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 3, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。